

日本協同組合学会 第 42 回大会

大会シンポジウム

市民の自立・自律と労働者協同組合

会場：新潟大学 五十嵐キャンパス

オンライン参加：Zoom

[https://us02web.zoom.us/j/88484750615?](https://us02web.zoom.us/j/88484750615?pwd=N25VNFBIZWWhLam1udlIwOFZ2QWo4QT09)

[pwd=N25VNFBIZWWhLam1udlIwOFZ2QWo4QT09](https://us02web.zoom.us/j/88484750615?pwd=N25VNFBIZWWhLam1udlIwOFZ2QWo4QT09)

ミーティングID 884 8475 0615

パスコード 399631

会期：2022 年 9 月 10 日（土）10：00～16：30

日本協同組合学会 第42回大会シンポジウム

タイムスケジュール

- 9:30 受付開始
- 10:00～10:05 会長挨拶：北川 太一（摂南大学）
- 10:05～10:10 大会実行委員長挨拶：伊藤 亮司（新潟大学）

○ 10:10～16:30 大会シンポジウム

10:10～10:30 座長解題：松本 典子（駒澤大学）

10:30～11:10 第1報告：大高 研道（明治大学）
「労働者協同組合法と協同労働」

11:10～11:50 第2報告：坂本 治也（関西大学）
「市民社会組織としての労働者協同組合」

11:50～12:30 第3報告：長山 宗広（駒澤大学）
「地域プラットフォームと労働者協同組合—中小企業・地域経済の観点から」

（1時間 休憩）

13:30～13:50 第1コメント：副島 久実（摂南大学）

13:50～14:10 第2コメント：三浦 一浩（生協総合研究所）

14:10～14:30 第3コメント：藤本 穰彦（明治大学）

（10分 休憩）

14:40～16:30 総合討論・座長総括

共催：日本NPO学会、日本地域経済学会

後援：一般社団法人協同総合研究所、

WNJ（ワーカーズ・コレクティブ・ネットワーク・ジャパン）

日本協同組合学会
第42回大会 公開シンポジウム

市民の自立・自律 (と) 労働者協同組合

PANEL



座長
松本典子
駒澤大学経済学部教授



第1報告
大高研道
明治大学政治経済学部教授
協同総合研究所理事長



第2報告
坂本治也
関西大学法学部教授
日本NPO学会理事



第3報告
長山宗広
駒澤大学経済学部教授
日本地域経済学会理事長

2022 新潟会場＋オンライン併用

9.10 10:00 – 16:30
[土]

COMMENT

副島久実
摂南大学農学部准教授

三浦一浩
生協総合研究所研究員

藤本稔彦
明治大学政治経済学部准教授

2022年10月1日に、労働者協同組合法が施行されます。それに向けて、全国で労働者協同組合法をめぐる様々なイベントが開催されるなど関心が高まっています。今回の公開シンポジウムでは、市民の自立・自律という文脈において、労働者協同組合にはどのような役割が期待されるのか、また一方で、どのような課題を抱えているのか、そして私たちはどのように未来社会を描くのか、討論の場としていきたいと考えています。ぜひお誘いあわせのうえご参加ください。

参加費
お申し込み
開催校
共催
後援

無料
右記の学会ウェブサイトにある参加フォームより
新潟大学（五十嵐キャンパス）
日本NPO学会／日本地域経済学会
一般社団法人 協同総合研究所
ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン



<https://www.coopstudies.com/>

座長解題

松本典子（駒澤大学）

2022年10月1日に労働者協同組合法（以下、労協法）が施行される。今大会はその直前の開催となることから、労働者協同組合をテーマとすることにした。労働者協同組合に関連するテーマでのシンポジウムは、第8回「生産協同組合の意義と可能性」（1988年10月）以来、34年ぶりとなる。

（1）自立と自律とは

本大会において、労働者協同組合とともに取り上げるテーマは、「市民の自立・自律」である。自立は「他の援助や支配を受けず、自分の力で判断したり身を立てたりすること」（広辞苑・第7版）と説明される。たとえば、人間にとって必要な自立として、経済的な自立、生活的な自立、社会的な自立（社会生活における自立）などがあげられる。一方、自律は「自分の行為を主体的に規制すること。外部からの支配や制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動すること」（広辞苑・第7版）と説明され、諸個人の自律があつてはじめて社会的な自立が具現化していくと考えられる。

ところが、資本主義社会、特に新自由主義においての自立といえば、経済的に自立することのみが重視されがちであった。たとえば日本では、2000年代に入ってから自己責任論と共鳴する形で経済的な自立や生活的な自立が強調されるようになった。このような論調に対し、2005年の『生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書』に、人間の自立には、経済的な自立、生活的な自立とともに、社会生活における自立（社会的な自立）が必要であると明記されたことは、実践や研究にとって大きな転換点となった。その後、東日本大震災をはじめとする各種災害やコロナ禍を経た現在、日本においても人間は他者に支えられて自立できるといった考え方へと大きくシフトしてきた。「ケア」という言葉が注目されるようになったのもその流れの1つといえよう。

（2）市民の自立・自律とアソシエーション論からの示唆

市民の自立・自律と労働者協同組合に関連して、マルクスのアソシエーション論では、自覚（自律）した者たちが連帯することによって資本主義的生産様式にかわる未来社会、すなわちアソシエーションが目指されることが描かれている。日本ではこれまで、自律した市民が、連帯し、社会的に自立していくその手段として、NPOや協同組合にアソシエーションとしての期待が寄せられてきた。

市民は「広く、公共空間の形成に自律的・自発的に参加する人々」（広辞苑・第7版）と説明されるが、資本主義社会では、市民が自立・自律することは決して容易なことではない。たとえ自律している市民であっても、その時々を経済情勢やコロナのような突発的な事象によって、経済的な自立が困難になることもある。

最近では、市民の自立を支えるアソシエーションとして、NPOや協同組合の実践に止まらず、株式会社でも民主的な職場をつくったり、相互扶助の経済を生み出すような多様な取り組みや概念が各地で台頭している。日本では法的組織形態（法人）ごとに議論が展開されがちであり、たとえば株式会社は、NPOや協同組合からすれば敵対的な組織とみなされることもあるが、マルク

スのアソシエーション論では、株式会社も、協同組合も、未来社会に向けた過渡的形態とみなされる。したがって、アソシエーション論に従えば、市民が法的組織形態にこだわらず自立・自律していくためにはどのような環境が必要か、民主的な職場をつくるためにどのようなマネジメントが必要か、市民が連帯しやすい環境をつくるためには何が必要かといった観点で、地域や市民にとってより良いアソシエーションを考えることが重要になる。特に環境変化の激しいグローバルな資本主義社会においては、外的環境が与える影響も視野に入れながら、市民の自立・自律に対応していく必要があるだろう。

(3) 加速する資本主義に対する市民活動

ただ、市民がグローバルな資本主義社会に対応することはかなりの困難を伴う。資本主義社会はありとあらゆるものを商品化することで貨幣の価値を極端に高めた社会であり、資本を持つものと持たざるものの経済格差を広げ、近年では機会格差もますます広がってきた。インターネットやSNSの普及は「弱い結びつきによる強さ」を増やす反面、使い方によっては1人で生きていける社会を加速するツールにもなるため、強い個を求める新自由主義と親和性が高く、今後も格差の広がりを加速させることが予想される。

このような現実に対して、世界的に社会変革の主体をどのように形成するかがこの数十年にわたって問われてきた。特に、社会主義崩壊を背景に、1990年代以降、日本でも市民活動の動きが注目されるようになり、1998年にはNPO法が施行、その後コミュニティ・ビジネス、社会起業家、社会的企業、社会的連帯経済といった言葉に象徴されるように、市民による社会変革の動きが展開され注目されてきた。一方、協同組合も着実に発展してきており、所有・経営・労働の三位一体型で注目された生産協同組合／労働者協同組合のなかでも特に、1980年代以降に設立されたワーカーズ・コープとワーカーズ・コレクティブが、労協法の施行もあいまって、社会変革の主体として、今ますます期待されている。

(4) 労働者協同組合と市民の自立・自律

労働者協同組合では、組織づくり、仕事づくり、コミュニティづくりのすべてにおいて、そこに関わる人々の自立と自律を担保することになる。経済的な自立、生活的な自立の実現はもちろんのこと、働く人たちの協同・協働による社会的な自立（社会生活における自立）が重要になる。具体的な組織運営を想定すると、たとえば組織に関わる諸個人の求める利害やウェルビーイングはそれぞれに異なることから、組織運営に参加するすべての自律した諸個人が、互いの思考を擦り合わせ、他者を尊重しながら共同決定することで市民は社会的に自立していく。

実際、ワーカーズ・コープでは、仕事おこしによる経済的な自立に力を注ぎながら、「よい仕事」（自律性・主体性をもった組合員による自己決定）を基礎に、協同労働（共同決定すること）を实践するプロセスを重視することで社会的な自立を実現してきた。ワーカーズ・コレクティブは、生活や地域をベースにして生活的な自立に力を注ぎながら、生きる上で困難な背景をもつ人たちを包摂し、参加する人たちの社会的な自立を実現してきた。

ただ、グローバルな資本主義は日々加速しており、市民が自立・自律できる環境を整えるためには、日本だけでなく世界において市民同士が連帯していくこと、さまざまな組織同士が連携していくことを常に心に留めておく必要がある。

(5) 本シンポジウムの意図

本シンポジウムは、市民の自立・自律という文脈において、労働者協同組合はどのような役割を果たすことができるか、労働者協同組合はどのような課題をもつのか、そして私たちはどのように未来社会を描くのかについて討議する場としたい。

今回は、労協法の施行が間近に迫っていることもあり、多くの人々が協同組合の今後の動向に関して興味をもっている。また、労協法の施行を目前にして、民主的な職場をつくろうとする多様な市民が、労協法の法的組織形態に魅力を感じて、法人設立をしようとする動きも散見される。すなわち、労協法は、これまで協同組合に関心がなかった市民からも注目されているということになる。以上のことを鑑み、本シンポジウムは、協同組合という法的組織形態の枠を超えて、市民の自立・自律について、あるいは未来社会の方向について討議する場にしたいという意図で企画を行った。

資本主義において、社会変革の主体として期待されてきたのは、協同組合だけではなく、市民活動を支える NPO、そして地域経済を支える中小企業など多様である。そこで、本シンポジウムは、日本 NPO 学会、日本地域経済学会との共催企画として開催することにした。

日本協同組合学会からは社会教育学の観点から労働者協同組合について研究されてきた大高研道先生に、市民の自立・自律を支える労協法の現状と協同労働についてご報告いただく。日本 NPO 学会からは政治学がご専門で『市民社会論：理論と実証の最前線』の編者である坂本治也先生、日本地域経済学会からは経営学がご専門で『地域経済論×中小企業論』の編者である長山宗広先生に、NPO と市民社会、中小企業と地域経済の観点からみた労働者協同組合への期待と課題について報告していただく。3 人からの報告をお伺いし、資本主義や新自由主義が生み出すさまざまな課題に対して、協同組合、NPO、そして中小企業などをはじめとする地域のさまざまな主体や市民はどのように連携・連帯できるのか、それを考える契機としたい。

日本協同組合学会のシンポジウムは、これまで実践者と研究者が登壇することが慣例とされてきたが、今回はまず研究者が、市民の自立・自律と労働者協同組合というテーマに対してそれぞれの学問分野から理論的な話題を提供し、コメンテーターからそれぞれの研究背景に基づいた意見をもらった上で、総合討論では実践者の方を含む参加者のみなさまに 4 人目、5 人目のコメンテーターとなっただき、各種協同組合などからみた労働者協同組合のこれからについて、できるだけ多くの方にご発言をいただきながら、共に考える場を形成したい。

第 1 報告：労働者協同組合法と協同労働

大高 研道（明治大学）

労働者協同組合法と協同労働

明治大学政治経済学部

大高研道

はじめに－本報告の課題－

- いま、協同労働という働き方が注目されている。その直接的な契機になったのは、2020年12月4日に成立し、2022年10月1日に施行される「労働者協同組合法」（以下、労協法）である。多様な就労機会の創出と地域のニーズに応じた事業の実施を通して持続可能な活力ある地域社会の実現を目的とする労協法の最大の特徴は、働く者が自ら出資し、事業運営に決定権を持つことを基本原理としている点にある。このことは、一般的に労働者＝賃労働者という枠組みで捉えられてきたわが国にとって画期的な出来事だった。
- とはいえ、労協法が成立した現代意義に加え、その中心概念となっている協同労働とは何かという点に関して、その理解が十分に深められ、共有されているわけではない。実際に、労協法には「協同労働」という文言はない。ただし、民主党政権時の2010年に超党派の国会議員連盟「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」（2008年設立）総会によって確認・了承された「協同労働の協同組合法案（仮称）要綱」を経て、2017年に再編強化されて再始動した議員連盟においても、その法の基本原理に「協同労働」が据えられており、同法成立を受けて2021年4月6日に73名の超党派の国会議員の参加によって設立された「協同労働推進議員連盟（ワーカーズ議連）」でも「協同労働」という用語が使われている。

- このようにしてみれば、労協法の基本原理の根幹に「協同労働」が据えられていることは間違いないと言えるだろう。では、その特質はどこに見出せるのだろうか？
- 協同労働へのイメージは人によって多様である。ディーセントワークと結び付けて職場内での働き方の改善をイメージする人もいれば、より広く地域づくりにかかわる労働（活動）全般としてとらえる人もいるだろう。単純化すれば、これらは大まかに労働者の対等性・主体性を重視する「働く者どうしの協同」と、働く者同士の協同に止まらない利用者や地域との協同を射程に入れた協同労働に分けることができる。便宜上、前者は狭義の協同労働、後者は広義の協同労働ととらえることにする。
- 労協法は、労働関連法令の枠組みで設計されたという経緯もあり、働く者の協同を軸とした制度設計になっているため狭義の協同労働ととらえることもできるが、実際には、後に見るように、働く者どうしの協同は利用者や地域との外延的な広がりをもつことによって、はじめて真価を発揮する。つまり、持続可能な地域社会を実現するためには、一組織内での協同（労働）では不十分であり、地域の多様なアクターとの協同（労働）が不可欠となる。

3

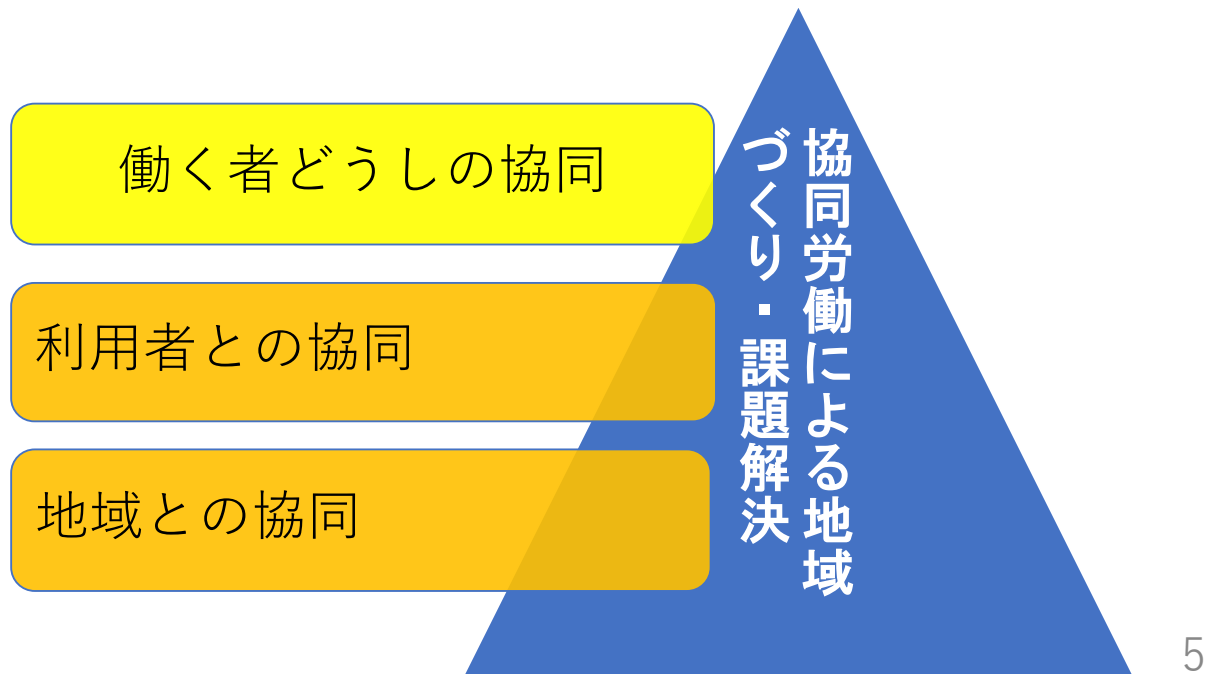
- そこで、本報告では、ひとまず40年を超える労働者協同組合運動の蓄積を踏まえて、協同労働を以下のように暫定的に定義しておきたい。

「協同労働は、働くものが協同で自己決定する働き方を核としながら、その協同の輪を利用者や市民・地域住民へと広げ、地域のニーズに応え、困難を共に解決する仕事づくりをめざす労働」

- つまり、働く人どうしが協同し、利用者や地域の人びとと協同し、地域に協同を広げる営みが協同労働ということになる。
- このことを踏まえたうえで、本報告では、法律が前提とする労働者同士の協同労働（Ⅰ）と、市民が実践の中から構築してきた利用者や地域との協同を含めた協同労働（Ⅱ）を統一性・連続性をもったものとして捉え、両者がどのような相互作用を生み出すのか、とりわけくらしの現実（課題・困難）の可視化と不可分な関係にある持続可能な活力ある地域社会の実現に向けた対話的協同行動の可能性に着目しつつ検討してみたい。
- そのうえで、雇用労働（雇われる働き方）とは異なる、労働者が出資し経営に参画する「協同労働」という働き方が、いかなる意味において市民の自立・自律の装置となり得るのか、そこにどのような課題が横たわっているのか、試論的考察を行いたい。

4

ワーカースが大切にしてきた3つの協同 (=協同労働)



1.労働者協同組合法（協同労働の協同組合法） －その可能性－

何が可能になったか？（１）—制度面—

- 働く者が自ら出資し、民主的に経営し、責任を分かち合った働くことが可能になった（第１＆３条）
 - 既存の特定非営利活動促進法（NPO法）では、会員（社員）の出資が認められていない
- 非営利性（営利制限ではなく、完全な利益の非分配）
 - 「組合は営利を目的としてその事業を行ってはならない」（第76条）
 - 他の協同組合法では「制限」されている出資配当は禁止
- 派遣業以外は何でも事業化可能（第7条）
 - 事業制限がない
 - Q分かり難さを生んでいるのでは？⇔NPO法人は20の特定非営利活動分野が提示され（実際には柔軟性あり）、複数を選ぶ（最も多いのは3個8,642/50,786法人→4個→2個の順、20個は44法人のみ：2022.3.31現在）。
 - 地域の暮らしの現実に応じたニーズ（困難）にすぐに取り組むことができる
⇔Issue-baseの機能的組織
- 許認可ではなく準則主義による設立（第26条）
 - 許認可主義が一般的な非営利事業組織（NPO法人や既存の協同組合）にとって画期的。
- 少人数（3人以上）での設立が可能

7

何が変わったか、可能になったか？（２） —社会的連帯経済の土台—

- 日本の労働関連法令は「雇用労働」を前提としているなかで、労働者が主体となって経営に参画できるオルタナティブな協同労働の世界を社会に浸透させる第一歩
- 小規模の協同組合を自由かつ容易に設立できる。
 - **住民自治の基盤となる結社の自由**freedom of associationの大切な一歩。
 - **大規模化のシナリオ**しかなかった既存の協同組合に対して新たな可能性を提示→既存の協同組合の活動や社会連帯活動から生れたニーズを仕事にする流れが明確になった。
- 出資可能な非営利法人格の創出。
 - **民主的なガバナンスにもとづく**「社会的企業」の具体的な姿が描ける

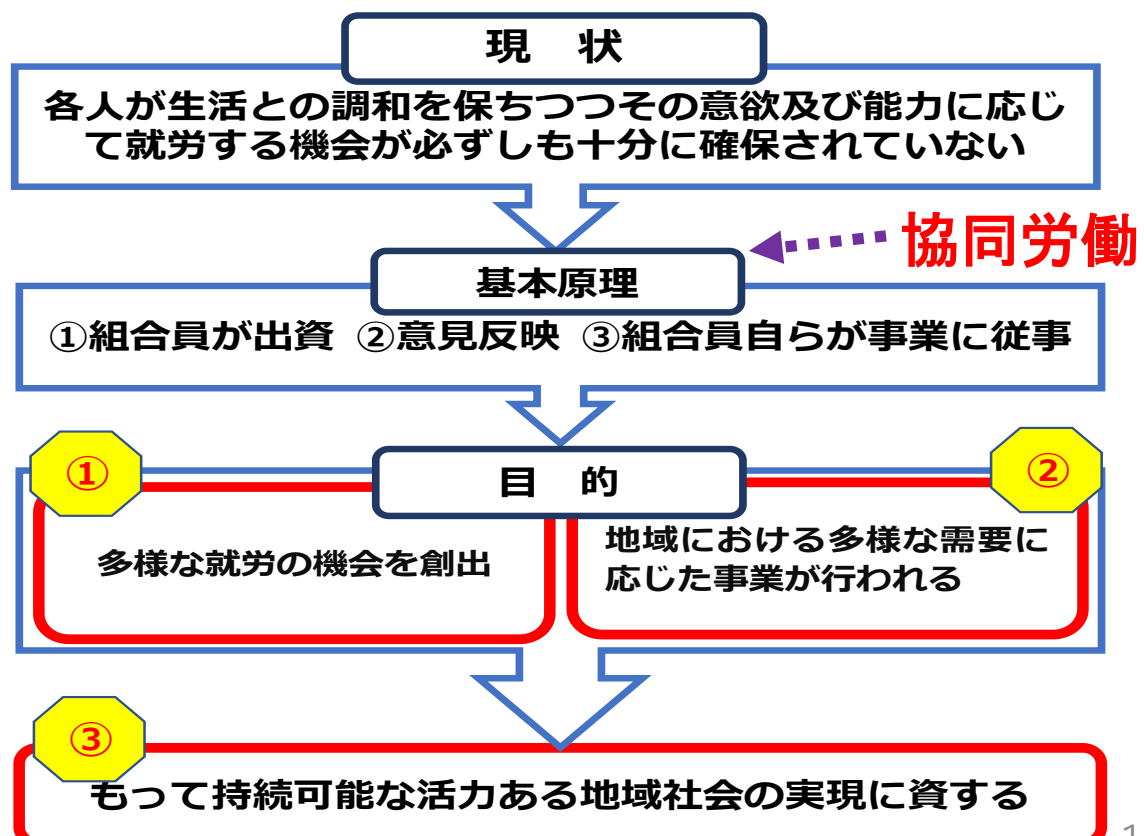
8

労協法「第1条（目的）」

「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない**現状**等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを**基本原則**とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、①多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、②当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、③もって持続可能な活力ある地域社会の実現に資することを**目的**とする」

9

労協法の基本枠組み（第一条：目的）



10

ワーカーズの歴史的蓄積より

- ① 多様な就労創出 + 「働き方」そのもののあり方を問い続けてきた！
- ② 地域における多様な需要に応じた事業？ ☞ **これが協同労働による仕事おこしの基盤**
 - 出発点はつねに地域の暮らしの現実
 - （経済的）利益になりそうなニーズの種を見つけるのではなく、「**声なき声**」を聴く、見逃さない。
 - 一つの課題が多様な課題へとつながっている「**課題の連鎖**」（問題の複合性・複雑性）へのまなざし。
- ③ 持続可能な活力ある地域・社会の実現
 - もっとも困難な状態にある人びとが幸せになれない（＝**暮らしの安心を感じられない**）社会は健全な社会でも、持続可能な社会でもない！
 - 「困りごと」を見過ごさず、それらを「つながる」チャンスへ。
 - さらに、「困った」を当事者・地域とともに仕事に

11

2. 労協法と協同労働

① 労働・福祉・地域づくり(共生社会の実現)の3つの側面を統一的に捉える視点の重要性

【目的1：就労創出】≡労働問題？

【目的2：地域の多様なニーズ】≡（主に）福祉問題？

【目的3：持続可能な社会】≡資本主義社会の限界？

（→共生社会の構想へ）

- ・「就労創出」—「地域の多様なニーズ」—「持続可能な地域社会の実現」の3つの側面が分離されて語られ、これらがどのように有機的に結びつくのかが明確になっていない。

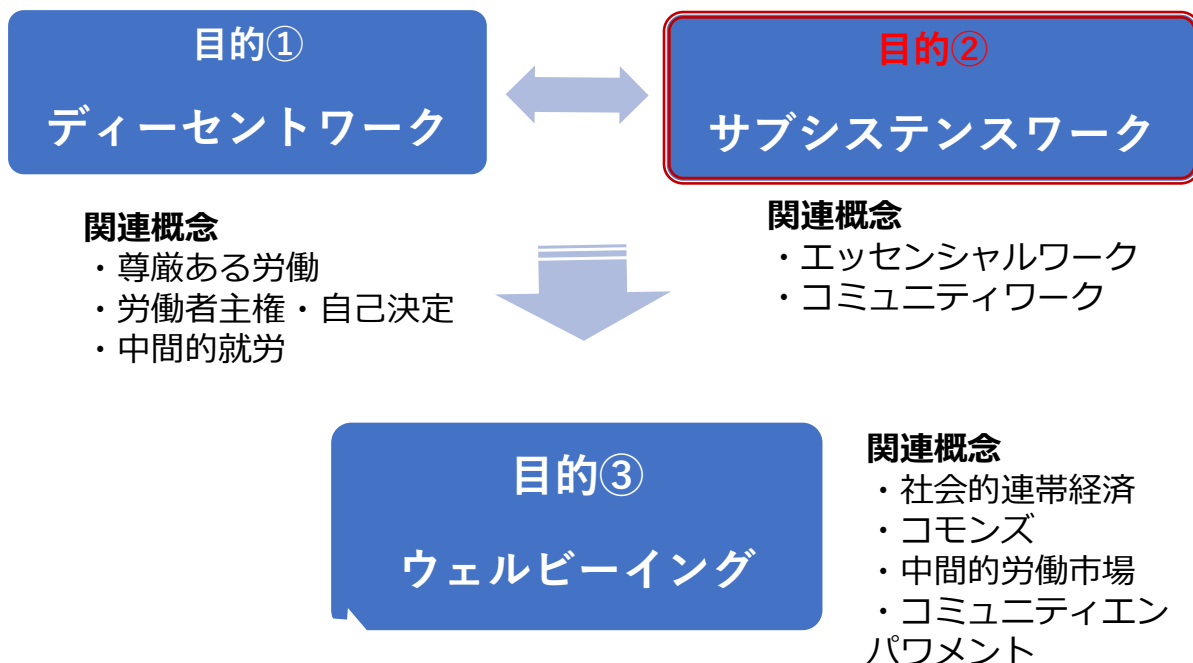


【ポイント】

- 協同労働とは、労働者（働くもの）の福祉だけでなく、関わるすべての人びとの「Well-Being（よく生きる）」という意味での広義の福祉社会を射程に入れた営み。よって、その内実をいかに豊かにしていくのか、社会に浸透させていくのかといった視点を明確に据えた協同実践・理論のさらなる深化が求められる。

13

② 労協法の3つの目的との関連からみた協同労働概念把握の枠組み



14

3. 協同労働の深化と市民の自立・自律 －労働者の主権性と自己決定をめぐって－

15

あらためて協同労働の基盤となる実践思想を、労協法の「目的」との対応関係で再考してみたい。その際、以下の視点は重要である。

- 一つは、制度は実践の展開を後押しする動力となるが、その可能性を制約する契機にも成り得るということである。また、制度自体は協同労働の組織文化を創り出すものではない。よって、それぞれの組織の協同的・対話的行動を通してその内実を深め、豊かにするという視点が肝要。
- 二つは、とはいえ、労協法でいう「協同労働」と、ワーカーズが歴史の中で地域住民とともに構築してきた「協同労働」（利用者や地域との協同にもとづく地域づくり活動）を二分法・二元論的に捉えるだけでは何も生み出さない。むしろ求められるのは、二分法を連続的なものとして捉え、両者がどのような相互作用を生み出すのかを共に考え、実践していく姿勢。
- その意味では、「協同労働」は動的な概念であるとともに、常に「創り出すプロセスへの多様な人びとの参加」を通して更新されし続ける概念であるともいえる。

16

協同労働実践の展開の鍵

■ワーカーズは、働く者が協同で**自己決定**する働き方を核としながら、その協同の輪を利用者や市民・地域住民へと広げ、地域のニーズに応え、困難を共に解決する仕事づくりをめざしてきた。このことを踏まれば、

→ 労協法との関連では、まず「意見反映」をどのように実質化するかという課題が浮上。

→ さらに、**働く者の主権性・主体性・当事者性**を大切にしつつもワーカーズ内だけの協同にとどめず、その協同の輪を地域に拓いていく営みの中に協同労働の本質があるとすれば、今後、どのような仕組みが求められるか。

17

自己決定をめぐる

■反対話的—対話的行動（P.フレイレ：1972）

※「使用価値」よりも「価値」（交換価値）に重きを置く成長経済を軸とした産業資本主義

→ 労働者の自律性とやりがいを剥奪（労働疎外）

→ さらには消費社会の拡大のなかで「虚偽意識」（＝非能動的・依存的意識）の拡大＝「反対話的行動」

（抑圧の二重性と「癒着 adhesion」）

➢ 被抑圧者がある現実の経験において自らを抑圧者に「癒着」させてしまう

➢ 癒着＝自らのうちに抑圧者を「宿して」いる状態

■自由への恐怖…硬直した関係性の再生産

➢ 「プロフェッショナル」（パターナリズム）に埋め込まれた反対話的行動 e.g.知識や技術の「移転」「持ち込み」「もたらして」あげないといけないという思い込み。

➢ 被抑圧者…自由を引き受けることへの恐れ。

■自己決定の難しさ／主権性・主体性（←**当事者性＝鍵**）の獲得はこれまでのワーカーズ実践においても大きな課題だった。

→ 決定（意志）→責任を負うという構図

18

自己決定をめぐる －バイアスがかかった2つの概念の捉え直し－

① 自助

■協同組合の基本精神は、自己責任（＝行為＋結果〔失敗〕を個人に帰属させる「責任」）とは異なる「自助」

協同組合にとっての自助・・・

「自分たちのことは自分たちで決める！」

「自分たちでできることは自分たちでやる！」

→厳密に言えば「相互自助mutual self-help」
(G.J.ホリヨーク)

19

② 自立 －当事者研究の蓄積より

■当事者運動（1980年代）における障がい概念の転換

- ・ 医学モデル→社会モデル（＝パターナリズム批判）
 - ・ 自立≠福祉や他人に頼らない
 - ・ 自立＝自分のことは自分で決める＝自己決定できる状態

■中動態×当事者研究（國分・熊谷2020）

【國分】「自分で自分のことを決める」とはいったいどういうことなのか？自分で自分を支配できるのか？そういう意味での「主権」は可能なのか？」(p.387)

【熊谷】「当事者主権を文字通りに受け取れば、薬物依存症における「薬を使いたい」という意志も当然、無条件に認めなくてはいけなくなります。（中略）「当事者主権」は、これまで障害者が受けてきた受難の歴史からすると譲れない。しかし、それだけでは上手くいかない事態が現場で噴出しているもの事実」（pp.388-389、併せて國分2017第1章も参照のこと）

■「墮落した責任概念」

- ・ 「責任とはresponsibilityであり、応答responseと切り離せません。（中略）意志の有無を確認するようにして人に負わせる責任というのは、どう考えても応答ではない。」（p.390）

→「責任」を一人で負うという「心の習慣」/応答responseのない「責任」？

20

協同労働についての「自己決定」とは

- 間主体的(「中動態的」)・対話的協同の営み(贈与と応答の往還)を通過してなされる自己決定

意思決定への参加の含意

- ワークスの実践の蓄積を踏まえれば、まずは意見反映を働く場で実質化しようとしてきたと言える。その内実は、誰もが安心して発言できる空間や関係性の構築。発言力のある人や声の大きい人がいたとしても多元的な価値を尊重し、共有する。また「意見表明」とまではいかなくても、分からない言葉や理解できないことがあったら気軽に安心して質問できるということも意見反映の大事な要素。

→さらに、そのことを可能とする、「役割が脱固定化」し「突っ込みどころのある未完成の雰囲気」を維持した対話的協同の空間を如何に地域に拓き、創造するかが問われる？

21

まとめに代えて

- 労協法の成立を、単なる(一方的な)就労の受け皿の仕組みとしてではなく、当事者が自分たちで仕事を起こしていくための基盤が整備されたと捉えれば、そこには近代の労働観に埋め込まれた「価値」に対するパラダイム転換への提起が含まれている。
- たしかに、「雇われる」という意識が定着している現代社会において、自ら経営の主体になること(主体的労働者への意識改革)は簡単なことではない。労協法では「意見反映」という表現が使われているが、「意見反映」と「(集団的)自己決定」の有機的な回路をどのように構築し、実質するかが、今後ますます問われることになるだろう。そのためにもどれだけ多様なアクター間での話し合いを徹底するか、諦めないかが協同労働の生命線であり、かつ常に問い続けるべき課題となる。

22



参考・関連文献

- 大高研道（2022）「協同組合を考える－ここに幸せの虹を－」『**共済と保険**』Vol.758。
- 大高研道（2021）「協同労働」の基本視座－労働者協同組合法成立は社会に何を問いかけているのか？『**都市問題**』Vol.112。
- 大高研道（2021）「労働者協同組合法制定の現代的意義と協同労働の展望（上）（下）」『**POSSE**』Vol.47 & 48。
- 大高研道（2021）「「労働者協同組合法と協同組合ネットワークの再構築－協同労働の地域的展開にむけて－」『**協同組合研究誌にじ**』No.676。
- Otaka, K. (2019), Reconsidering the Meaning of Knowledge Based on Experiences of Community-Based Social Education Practice in Japan, *New Directions for Adult and Continuing Education*, No.162, pp.85-96, Wiley. DOI: 10.1002/ace.20328
- Otaka, K. (2017), From “Employed Work” to “Associated Work” in Diverse Society: A challenge of social enterprise to create a new paradigm of community development learning through the work with multi-stakeholders, *Asia Pacific Education Review*, Vol.18, Issue 2 pp.235-242, June 2017, Springer. DOI:10.1007/s12564-017-9487-4

- 大高研道（2015）「社会的企業から地域の協同へ」佐藤一子編著『**地域学習の創造—地域再生への学びを拓く**』東京大学出版会。
- 川口清史・田尾雅夫・新川達郎編（2005）『**よくわかるNPO・ボランティア**』ミネルヴァ書房（「障害者の当事者活動、地域生活支援」pp.56-57）。
- 國分功一郎・熊谷普一郎（2020）『**〈責任〉の生成—中動態と当事者研究**』新曜社。
- 國分功一郎（2017）『**中動態の世界—医師と責任の考古学—**』医学書院。
- 中間的就労と協同労働研究会（2018）『**社会的困難にある人びとと共に働くワーカーズコープの実態調査報告—共に働き、共に生きる協同労働の実践・理論**』明治大学政治経済学部 & 日本労働者協同組合連合会（研究代表：大高研道）。
- パウロ・フレイレ（三砂ちづる訳）（2018）『**被抑圧者の教育学 50周年記念版**』亜紀書房。
- 藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著（2013）『**闘う社会的企業—コミュニティ・エンパワーメントの担い手**』勁草書房。
- 協同総合研究所『**協同の発見**』（月刊）
- 協同総合研究所（2021）『**ワーカーズコープ 協同ではたらくガイドブック《実践編》**』

第2報告：市民社会組織としての労働者協同組合

坂本 治也（関西大学）

本報告では、労働者協同組合を市民社会論の観点から捉え、その機能的特徴について考察を行っていく。

私たちが住む社会には多種多様な団体・組織が存在しているが、それら団体・組織およびその活動領域を包括的に表現する学術用語として、市民社会（civil society）がある。市民社会は、公権力の行使を伴わないという点において、政府（government）とは異なり、同時に利潤（金銭）追求を主目的にしないという点において営利企業とも異なる。また、ある程度以上の公式性を有する人間関係を伴うという点において、プライベートかつ非公式な人間関係の場である親密圏（家族、友人、親友関係）とも異なる。非政府（non-governmental）、非営利（not-for-profit）、人間関係としての公式性（formal）という3つの基準を満たすのが市民社会である。市民社会は、政府、営利企業、家族と並んで、世の中を構成する主要なセクターの1つである（坂本編 2017, 後・坂本編 2019）。

市民社会論の観点から見れば、生協や農協などの協同組合も、そして労働者協同組合も、市民社会組織の一類型として捉えることができる。労働者協同組合は、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人などの非営利法人、あるいは自治会・町内会、老人会・子ども会、地域スポーツ団体などの地縁団体、労働組合、法人格を有さない任意団体と並んで、市民社会セクターを構成している。

労働者協同組合を市民社会組織の一類型として捉えていくことの利点は少なくとも2つある。

第1に、他の類型の市民社会組織と比較する視点がより明瞭に得られるようになる。労働者協同組合の組織的特質とその存在意義を理解するためには、比較の視点が欠かせない。その際、比較対象を中央・地方政府や営利企業に設定することももちろん可能であるが、特定非営利活動法人、社会福祉法人、自治会・町内会など他の類型の市民社会組織と比較することによって、市民社会内部における労働者協同組合の特徴を浮き彫りにすることができる。「労働者協同組合はその他の市民社会組織と比べてどう異なるのか」を解明していくことは重要な研究課題となり得るが、そうした課題認識をする上で、そもそも「労働者協同組合は市民社会組織の一類型である」という点が前提として共有されている必要がある。

第2に、労働者協同組合が有する政治的・経済的・社会的機能をより体系的に理解できるようになる。市民社会論では、様々な市民社会組織が有する政治的・経済的・社会的機能を(1)アドボカシー機能、(2)サービス供給機能、(3)市民育成機能、の3つに整理して体系的に理解することが多い。労働者協同組合はこれら3つの機能をどの程度有しているのか、またその他の市民社会組織と比べた場合、どのような機能的特徴が見られるのか。こうした分析課題を明確に認識するためには、労働者協同組合を市民社会組織の一類型として捉えていく必要がある。

本報告では、労働者協同組合を市民社会組織の一類型として捉えたうえで、それがどの程度市民育成機能を果たしているのか、という点に分析の焦点を絞る。具体的には、労働者協同組合で働く人々を対象にしたアンケート調査のデータを定量的に分析することによって、労働者協同組

合の市民育成機能の実態を把握する。

本報告が依拠するのは、日本労働者協同組合連合会センター事業団九州事業本部・沖縄開発室が2022年7月に実施した「協同労働と社会意識に関するアンケート」調査のデータである。同調査は、九州エリアのワーカーズコープで働く労働者1,184名を対象にした全数調査であり、回収できた有効回答数523件、有効回収率44.2%である。

同調査のデータを分析することによって明らかになった主要な事実はずぎの5点である。

- (1) ワーカーズコープで働くようになった経緯は、知人からの紹介や「仕事が欲しい」という求職動機が主であり、ワーカーズコープの社会的意義や組織理念に共鳴して働くようになった者はごく一部である。
- (2) ワーカーズコープで働く人々は、多くの者が職場の良さを感じている。とくに職場の良さを感じることが多いのが、30代、管理職、子育て支援分野で働く者であり、非組合員は相対的に職場の良さを感じることが少ない。
- (3) ワーカーズコープで働く人々は、多くの者が働く中での成長を感じている。「政治への関心が高まった」と答える者も31%、「市民活動や自治会活動に参加するようになった」と答える者も23%ほどいる。しかし、年代や働く分野によっても、成長を感じる度合いは異なっており、30代、管理職、子育て支援や自立支援の分野で働く者では成長を感じる度合いは相対的に高い一方、10代20代、食品製造加工の分野で働く者では成長を感じる度合いが相対的に低い。また、勤続年数が長くなれば長くなるほど、より成長を感じる度合いは高まる傾向が見られる。
- (4) ワーカーズコープで働く人々は、選挙運動手伝い、紙の請願書への署名、ボランティアへの参加、社会的・政治的活動への寄付を行った経験を有する者の割合が一般の人々よりも多い。また、一般の人々と比べて、自己責任意識が弱く、より公助による支援を肯定的に見る者の割合が多い。
- (5) ワーカーズコープで働く人々は、一般の人々に比べて、政党、とくに野党に対する好意的感情がより強い。反面、行政や大企業をより嫌う傾向がある。また、労働組合、生協、農協、自治会、NPOなどの他の市民社会組織に対しても、より好意的な感情をもつ。

以上の分析結果から総合的に判断すると、労働者協同組合はある程度高水準で市民育成機能を果たしており、労働者協同組合の協同労働という働き方の特徴は、市民の自立・自律を促す可能性を大いに秘めている、というのが本報告の暫定的な結論である。

参考文献

後房雄・坂本治也編. 2019. 『現代日本の市民社会—サードセクター調査による実証分析』法律文化社.

坂本治也. 2021. 「新自由主義は市民社会の活性化をもたらすのか—自己責任意識と市民的参加の実証分析」『選挙研究』37巻1号, 5-17.

坂本治也編. 2017. 『市民社会 論—理論と実証の最前線』法律文化社

市民社会組織としての 労働者協同組合

坂本治也
関西大学法学部教授
日本NPO学会理事
sakamotoharuya@gmail.com

本報告の2つの主張

(1)労働者協同組合は市民社会組織の一類型と捉えて分析していくべき（理論的議論）

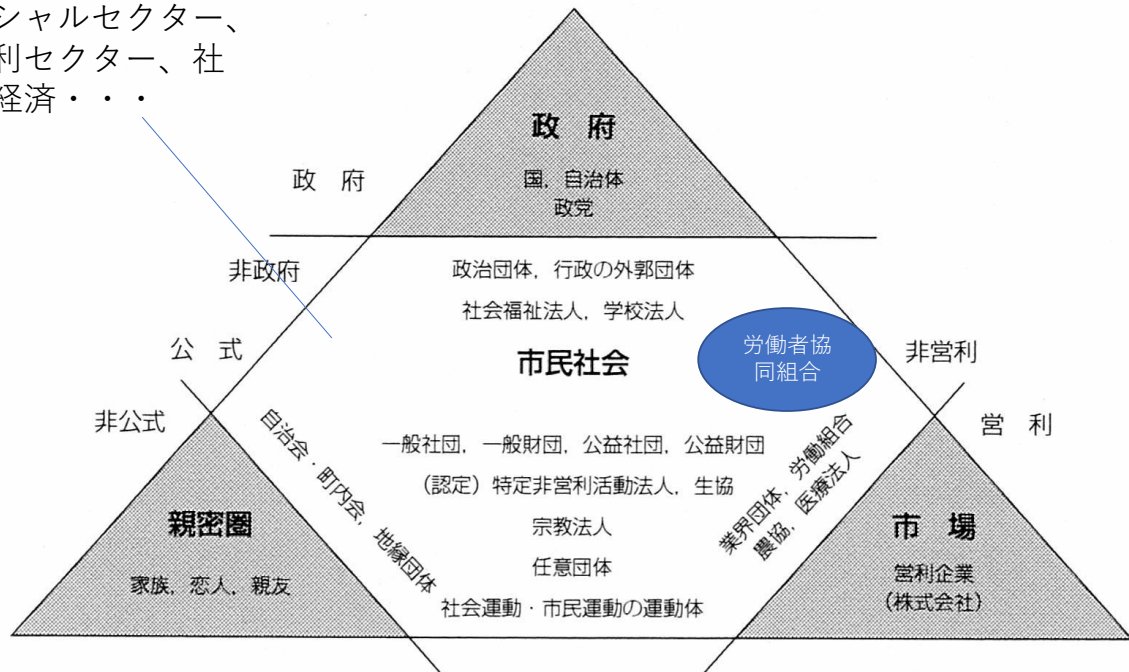
(2)労働者協同組合における協同労働は、市民の自立・自律を促す可能性を大いに秘めている（実証的議論）

市民社会とは何か

坂本編(2017)

図1-1 政府、市場、親密圏と市民社会

サードセクター、
ソーシャルセクター、
非営利セクター、社
会的経済・・・



市民社会組織として 捉えていくことの利点

(1) 比較の視点がより明瞭に

特定類型しか視野に入れないことの問題性

「労働者協同組合は、NPO法人、財団・社団、社会福祉法人、農協、生協とどう異なるのか？」

(2) 政治的・経済的・社会的機能をより体系的に理解できる

→ 市民社会の3つの機能

市民社会の3つの機能

1 アドボカシー機能

2 サービス供給機能

3 市民育成機能

労働者協同組合は3つの機能をどの程度果たし得るのか

アドボカシー機能：弱い？少なくとも主目的ではない

サービス供給機能：有償サービス供給が主たる事業、働き口の提供。無償サービス提供は少ない？

市民育成機能：協同労働という特徴が一番活きる部分？単なる雇用先か、市民のエンパワメントの場所になり得るのか？

労働者協同組合で働く人々は 協同労働を通じて 現状どの程度エンパワメント されているのか？

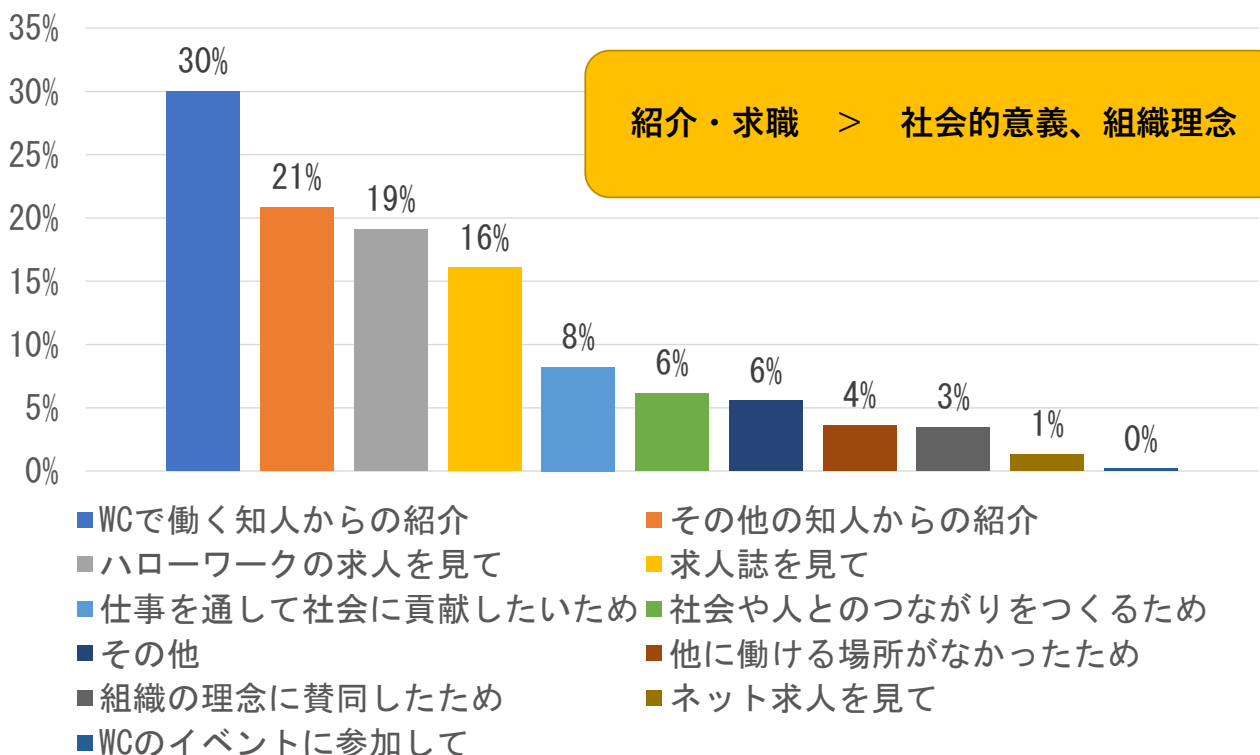
調査概要

- 調査名：協同労働と社会意識に関するアンケート
- 実施主体：日本労働者協同組合連合会センター事業団九州事業本部・沖縄開発室
- 調査期間：2022年7月1日～15日（ただし、回答自体は20日到着分まで受け付けた）
- 調査項目：回答者属性、現在の勤務状況、働く中で感じる職場の良さや課題、働く中で成長できたこと、生活満足度、自己責任意識などの社会意識、社会参加状況など、全63問

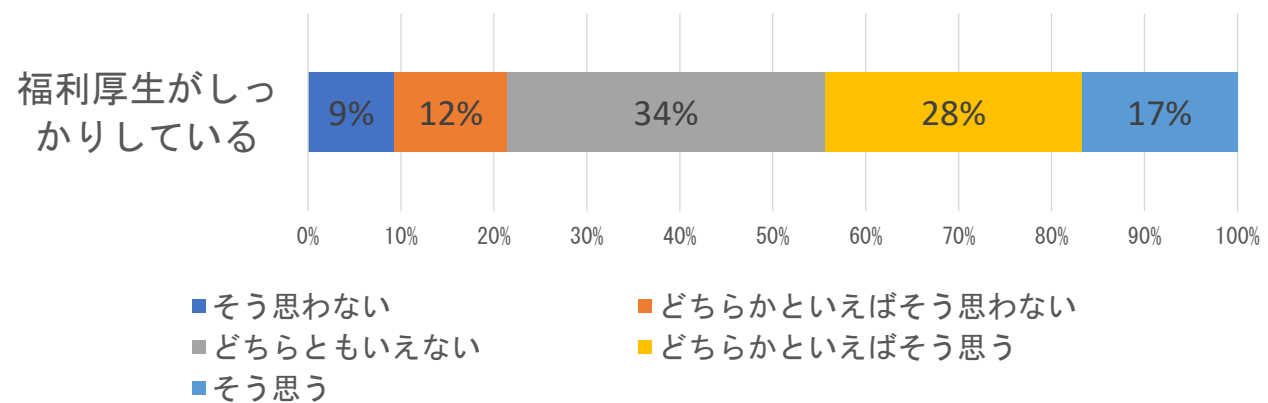
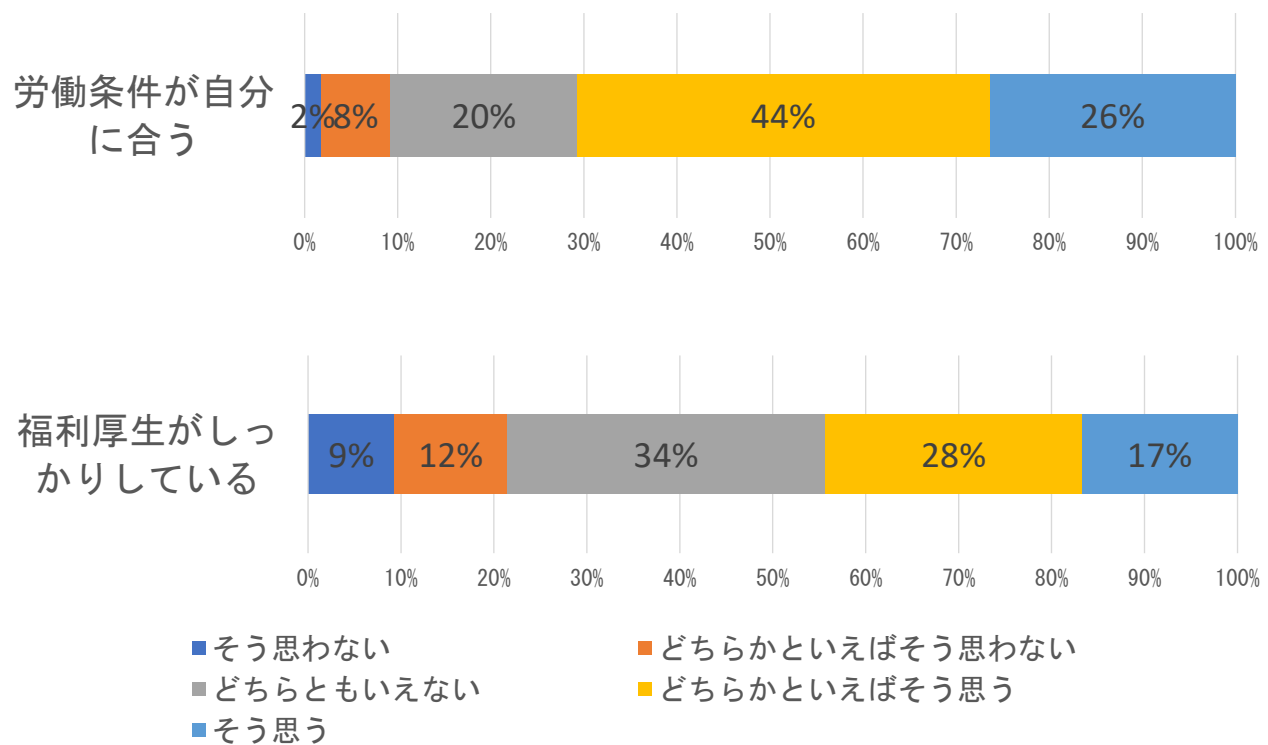
調査概要

- 調査方式：google formまたは紙による無記名回答
- 調査対象：九州エリアのワーカーズコープで働く労働者1,184名（全数調査）
- 回収できた有効回答数：523件
- 有効回収率：44.2%

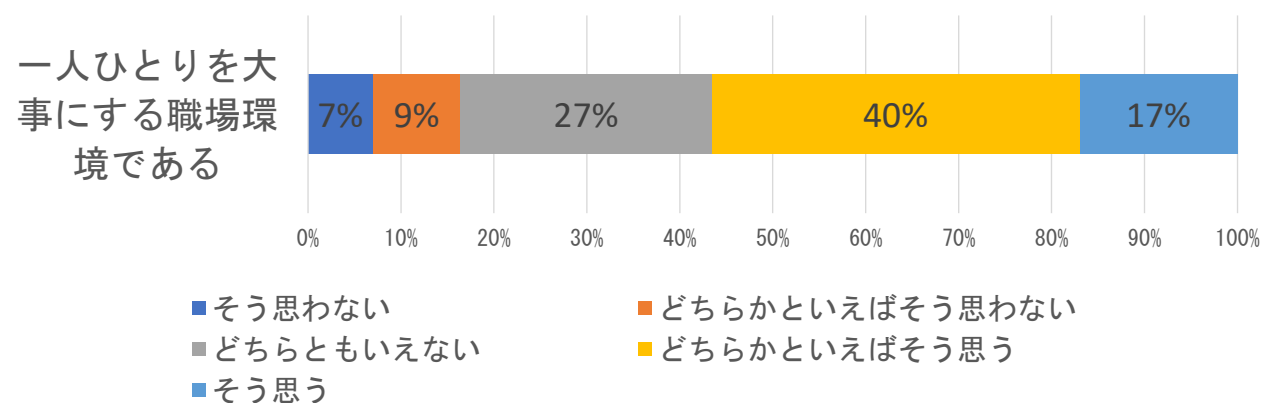
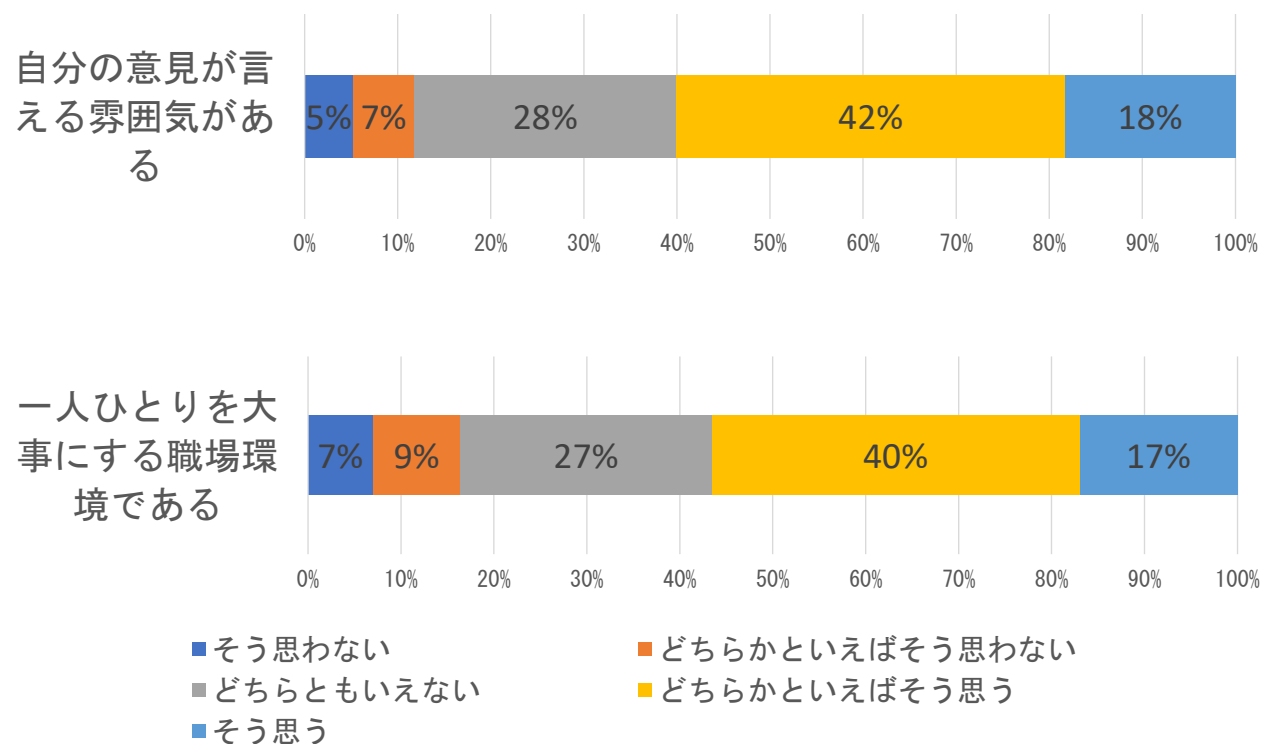
ワーカーズコープで働く 経緯と目的（複数回答可）



働く中で感じる職場の良さ

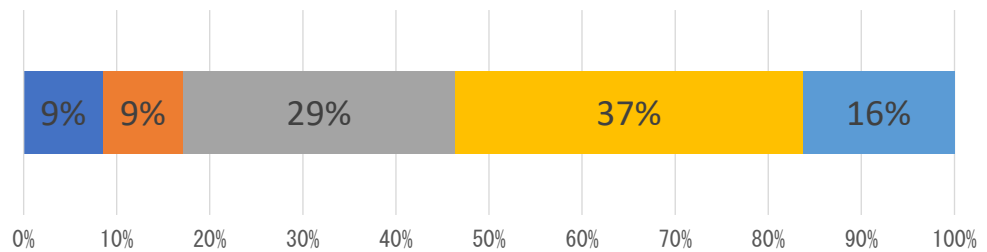


働く中で感じる職場の良さ

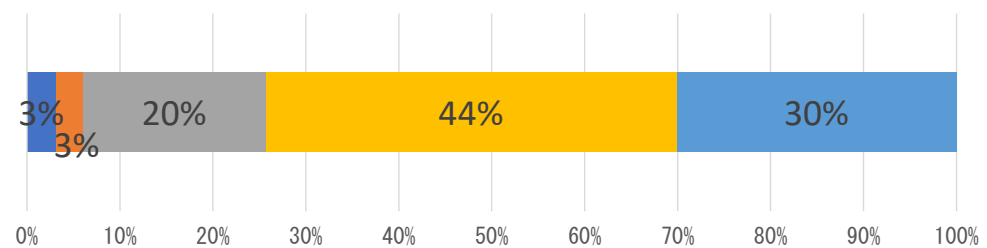


働く中で感じる職場の良さ

事業活動を自分
たちで話し合っ
て決められる



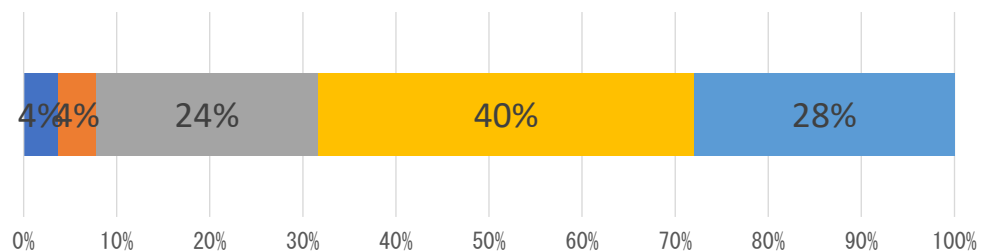
多様な背景をも
つ人が働くこと
ができる



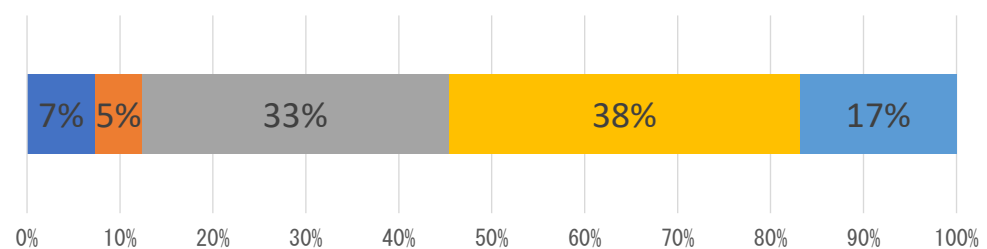
- そう思わない
- どちらかといえばそう思わない
- どちらともいえない
- どちらかといえばそう思う
- そう思う

働く中で感じる職場の良さ

仕事を通して地
域社会に貢献で
きる



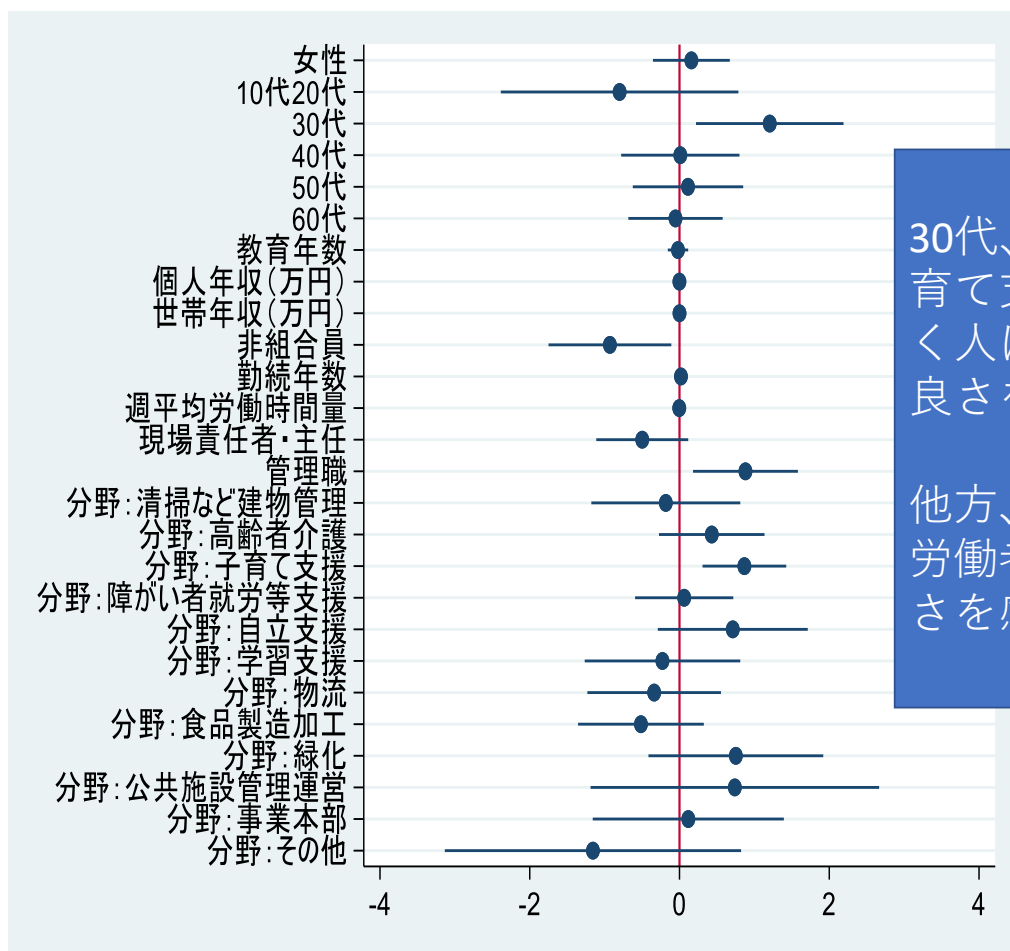
協同労働を通し
て自分自身が成
長できる



- そう思わない
- どちらかといえばそう思わない
- どちらともいえない
- どちらかといえばそう思う
- そう思う

職場環境の良さを感じている者が多数派！

これら回答を主成分分析によって合成し、得られた第1主成分得点を従属変数とする重回帰分析（OLS）を実施

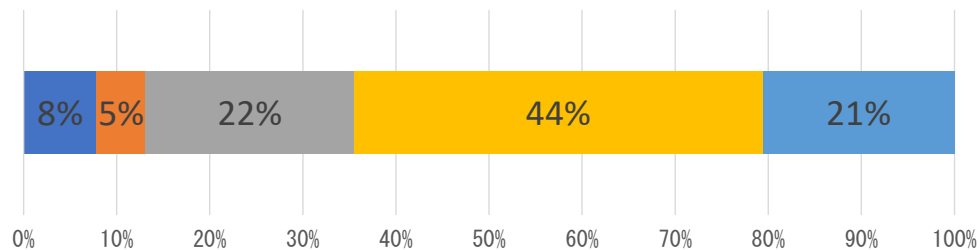


30代、管理職、子育て支援分野で働く人ほど、職場の良さを感じやすい

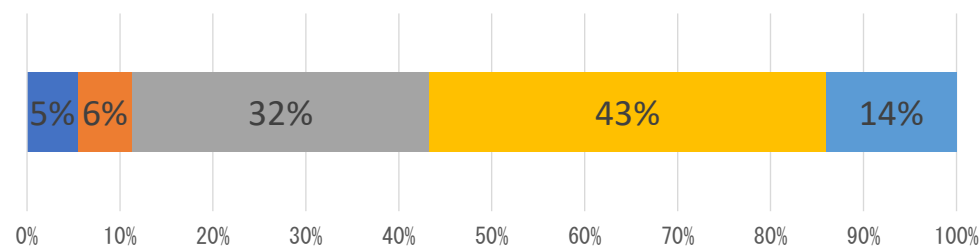
他方、非組合員の労働者は職場の良さを感じにくい

働く中で成長できたと感じること

仕事上の知識や
スキル・資格を
得ることができ
た



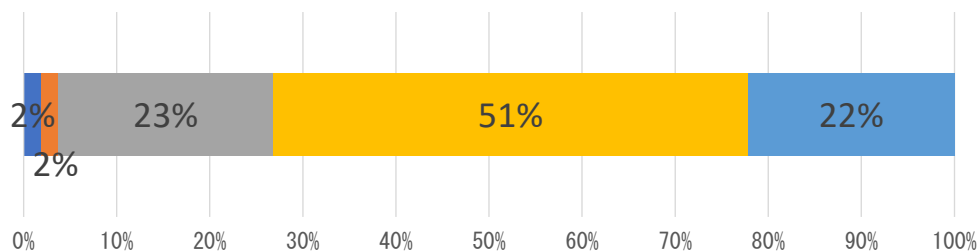
自分の意見が言
えるようになった



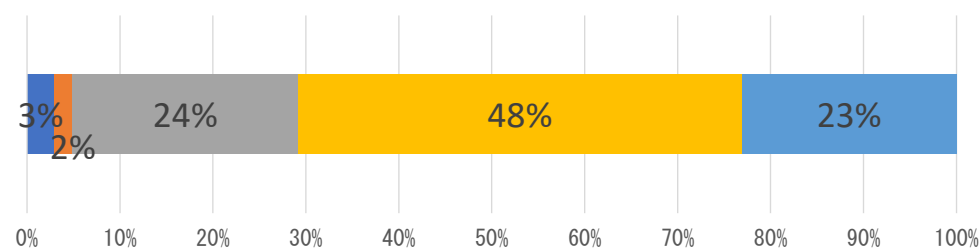
- そう思わない
- どちらかといえばそう思わない
- どちらかといえばそう思う
- どちらともいえない
- そう思う

働く中で成長できたと感じること

人の話をより聞
けるようになった



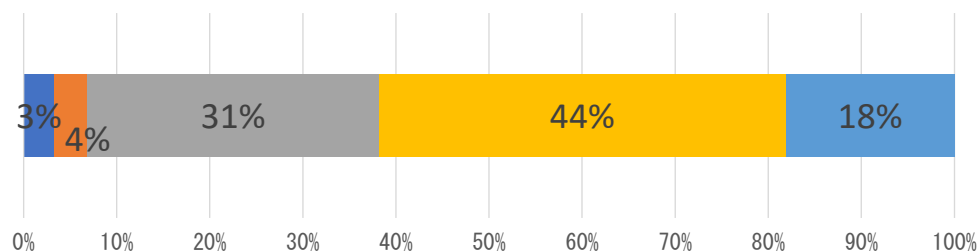
多様な背景をも
つ人々への理
解が深まった



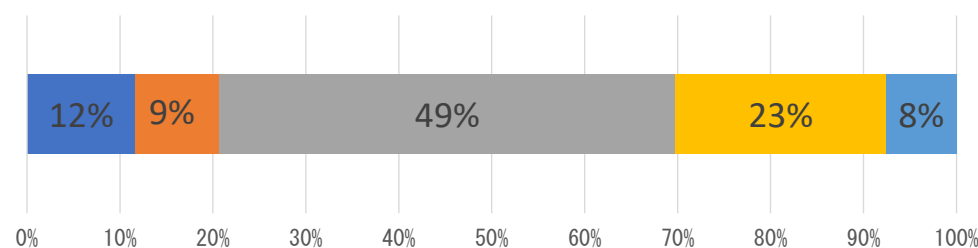
- そう思わない
- どちらかといえばそう思わない
- どちらかといえばそう思う
- どちらともいえない
- そう思う

働く中で成長できたと感じること

より地域や社会の問題について考えるようになった



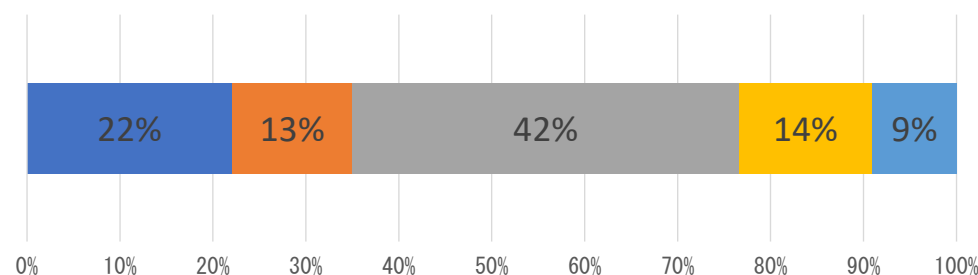
政治への関心が高まった



- そう思わない
- どちらともいえない
- そう思う
- どちらかといえばそう思わない
- どちらかといえばそう思う

働く中で成長できたと感じること

市民活動や自治会活動に参加するようになった



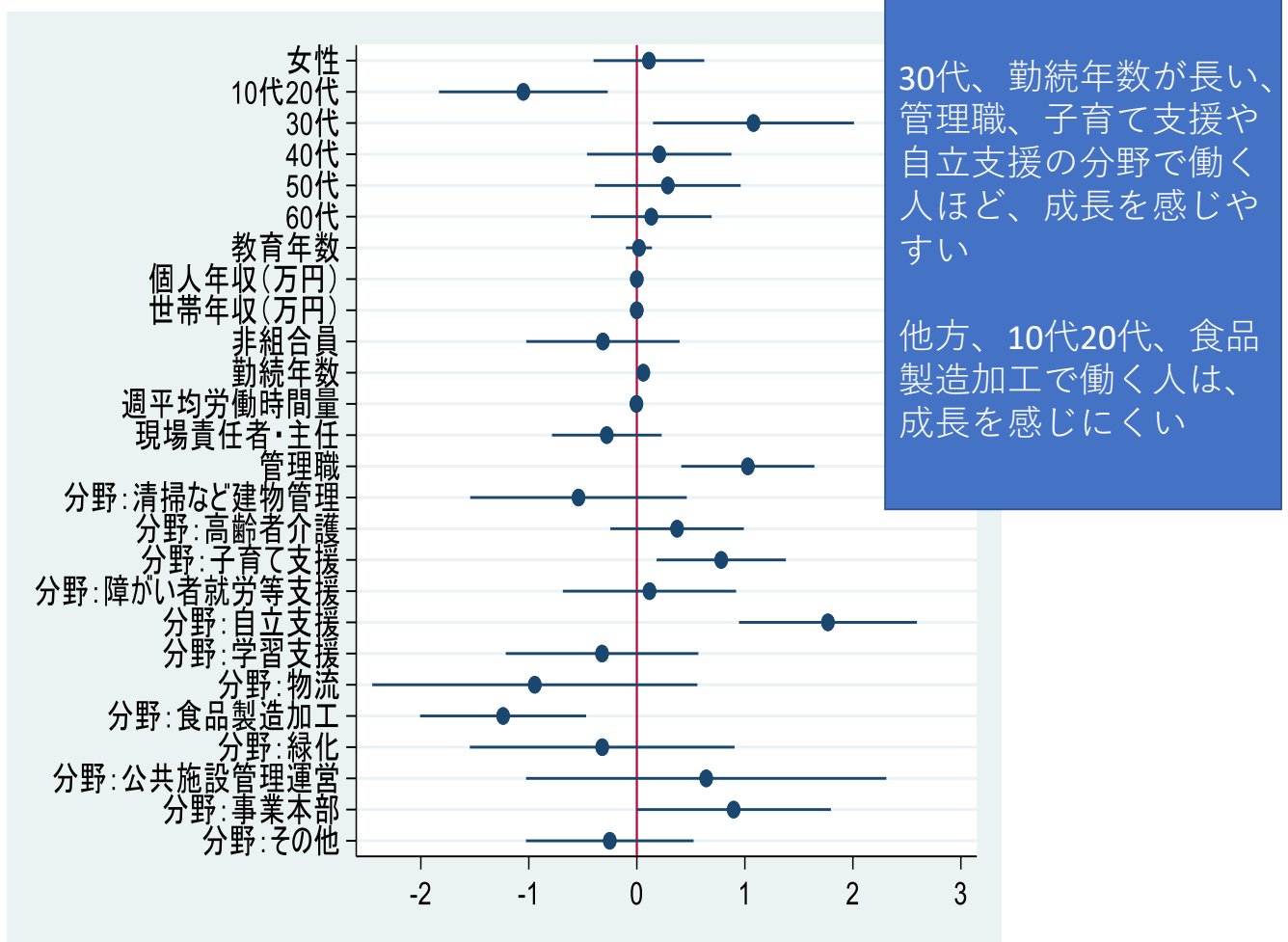
- そう思わない
- どちらともいえない
- そう思う
- どちらかといえばそう思わない
- どちらかといえばそう思う

心理・態度 > 行動
コミュニケーション、寛容 > 公共

働く中でさまざまな形で成長できた と感じる者が多数派！

ただし、心理・態度面、コミュニケーション
や寛容面でより強く、行動面や政治・市民活
動などの公共面ではやや弱い

先ほどと同様に、主成分分析によって成長に
関する回答を合成し、第1主成分得点を従属
変数とする重回帰分析（OLS）を実施



職場の良さや労働を通じた成長を感じる者は多いが、**年代や職位、働く分野によっても差異**がある

とくに、一般の職員よりも管理職の方がより職場の良さや成長を感じているのは、**協同労働においても「職場内格差」がある**という点で一定の問題

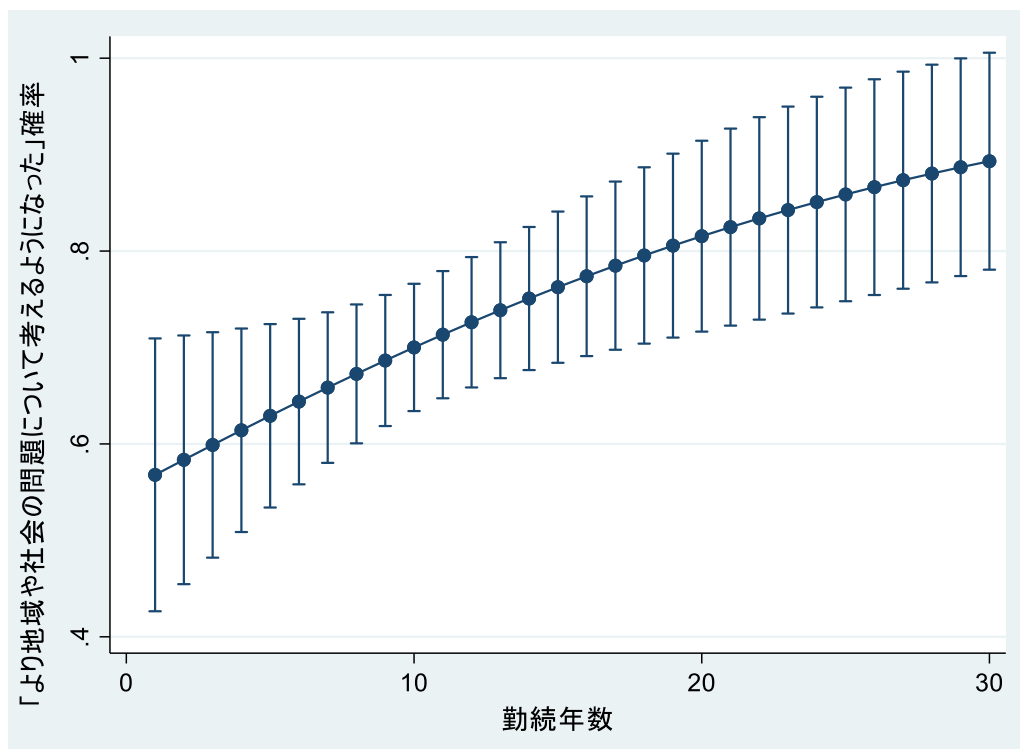
勤続年数の長さと**政治・社会意識向上**の関係

団体に所属することで得られる市民育成機能の累積効果を見るうえでも重要

「より地域や社会の問題について考えるようになった」「政治への関心が高まった」に肯定的回答をした場合を1、それ以外を0とするダミー変数を従属変数にした二項ロジスティック回帰。独立変数は先の重回帰分析と同じ

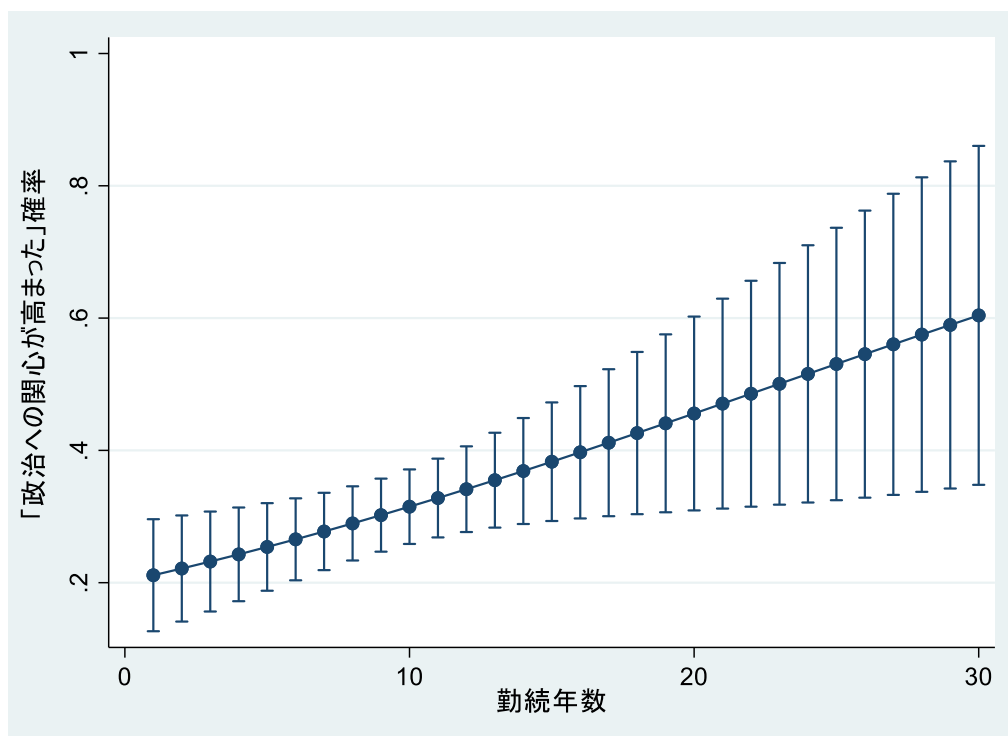
推定結果から、他の変数は平均値で固定したうえで、勤続年数が意識に与える効果を推定

勤続年数と社会問題意識向上の関係



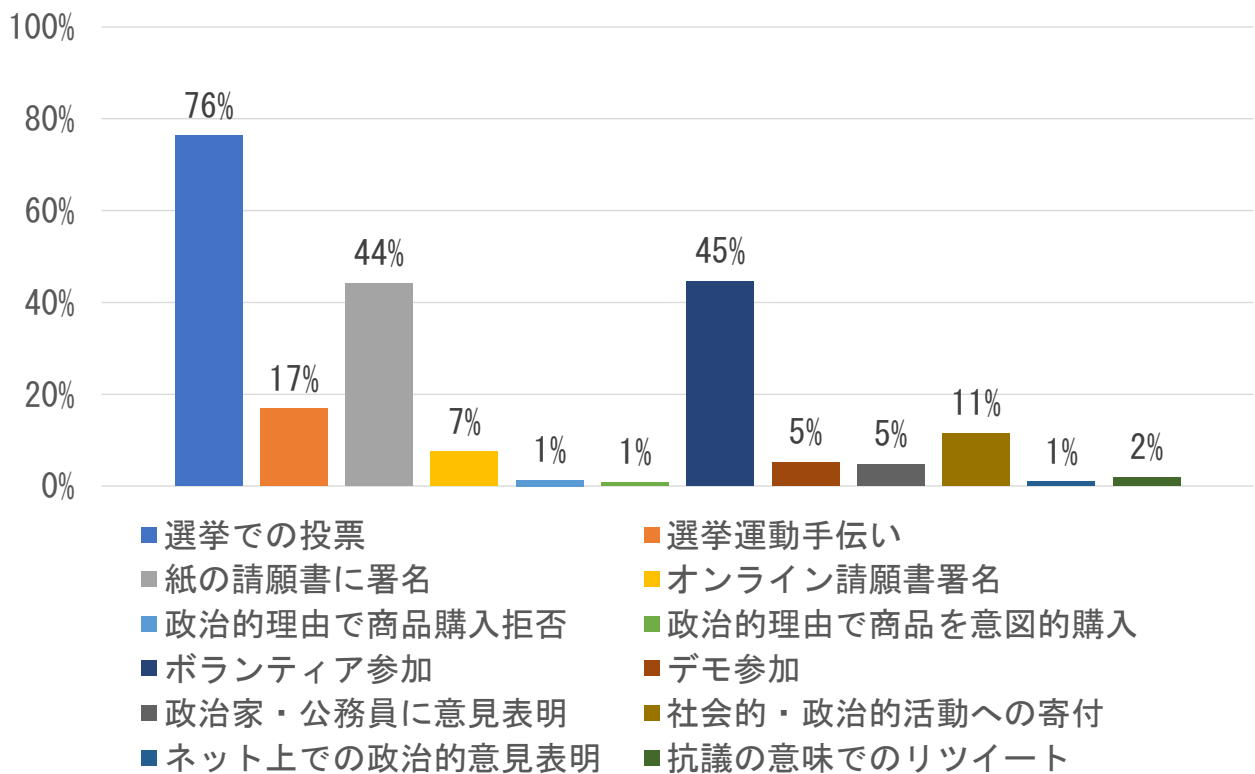
勤続1年56.8% → 勤続30年89.3%

勤続年数と政治関心向上の関係

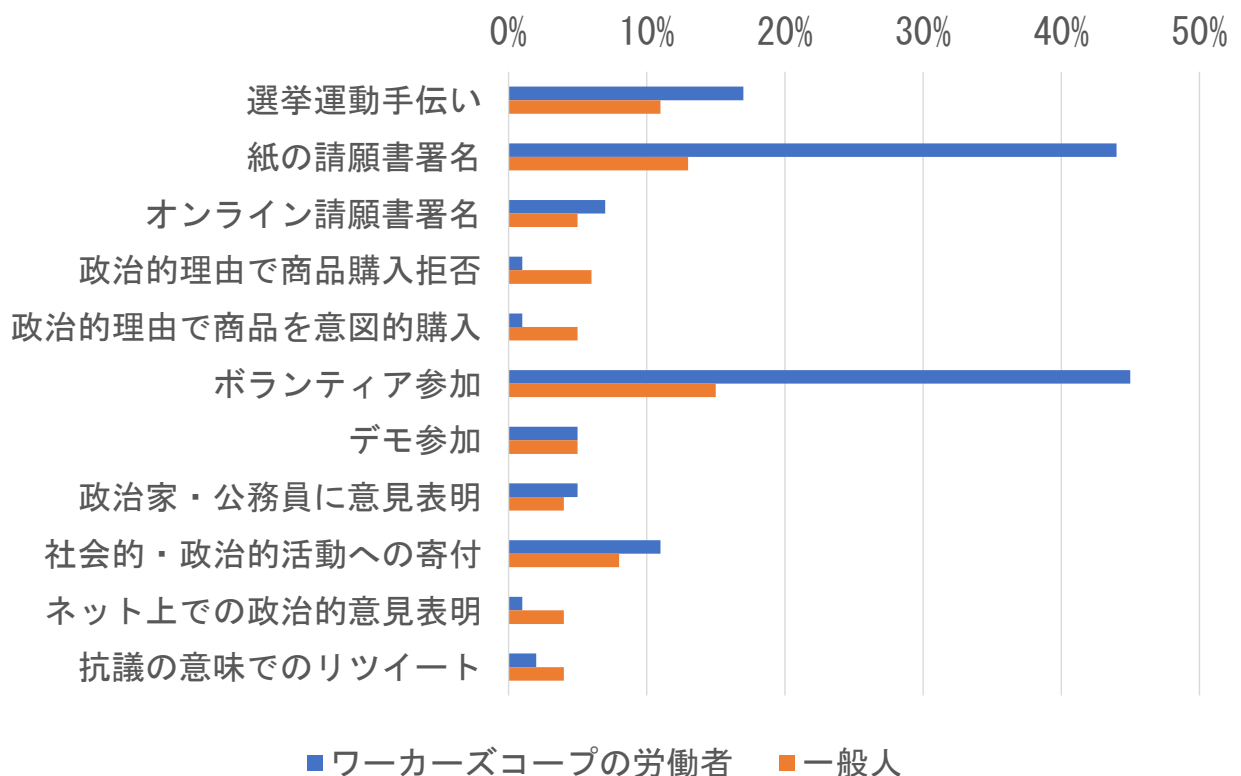


勤続1年21.1% → 勤続30年60.4%

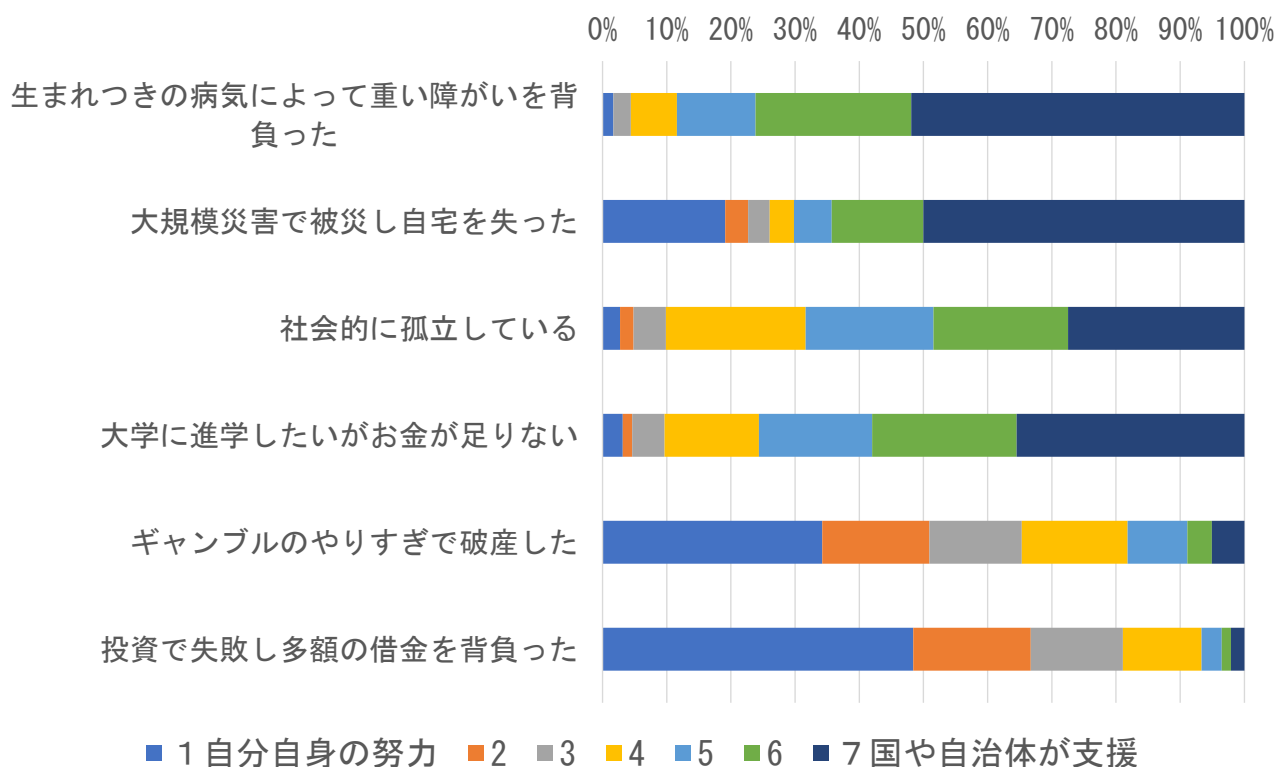
政治参加経験



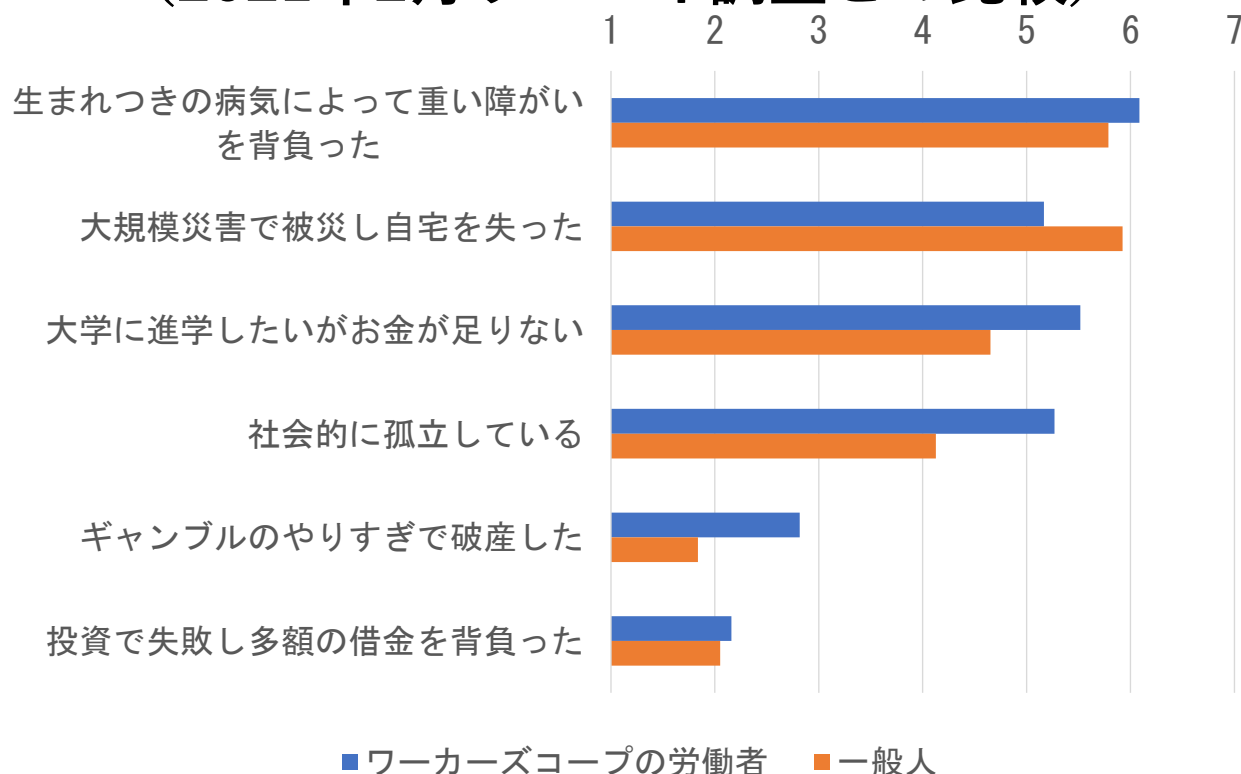
一般人との比較 (2022年7月サーベイ調査との比較)



自己責任（自助-公助）意識



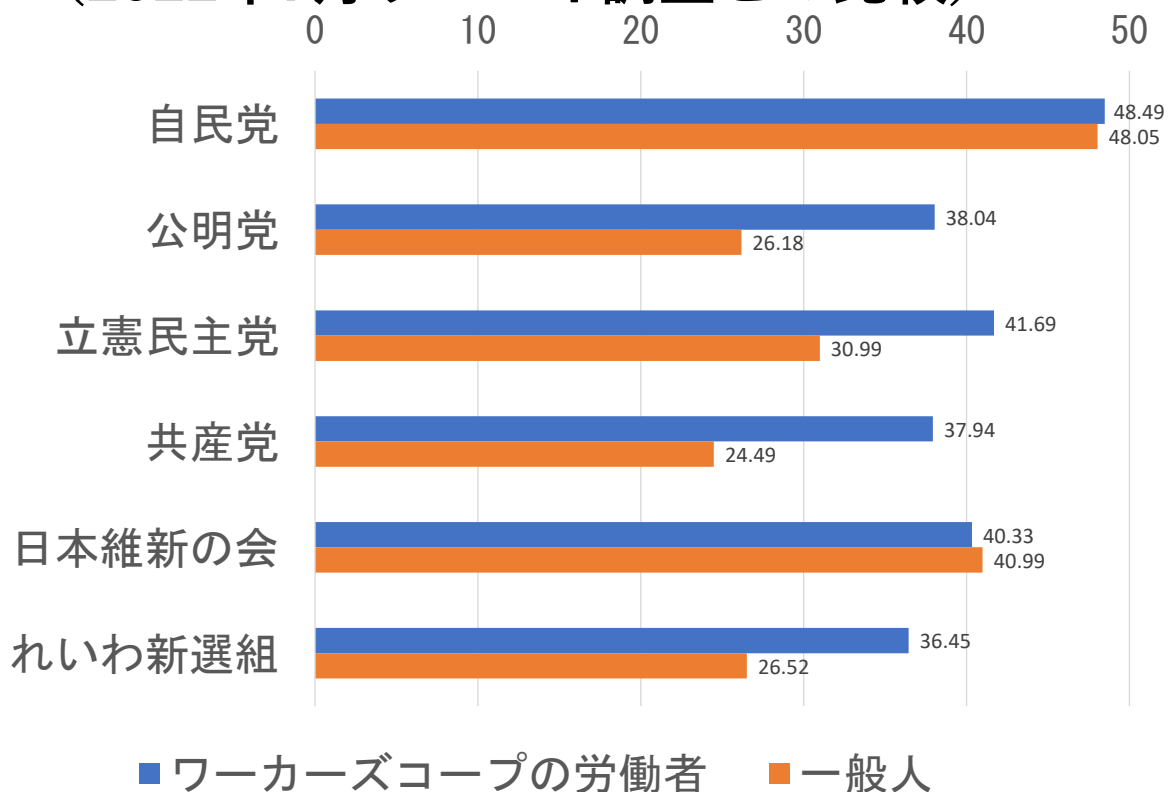
一般人との平均値の比較 (2021年2月サーベイ調査との比較)



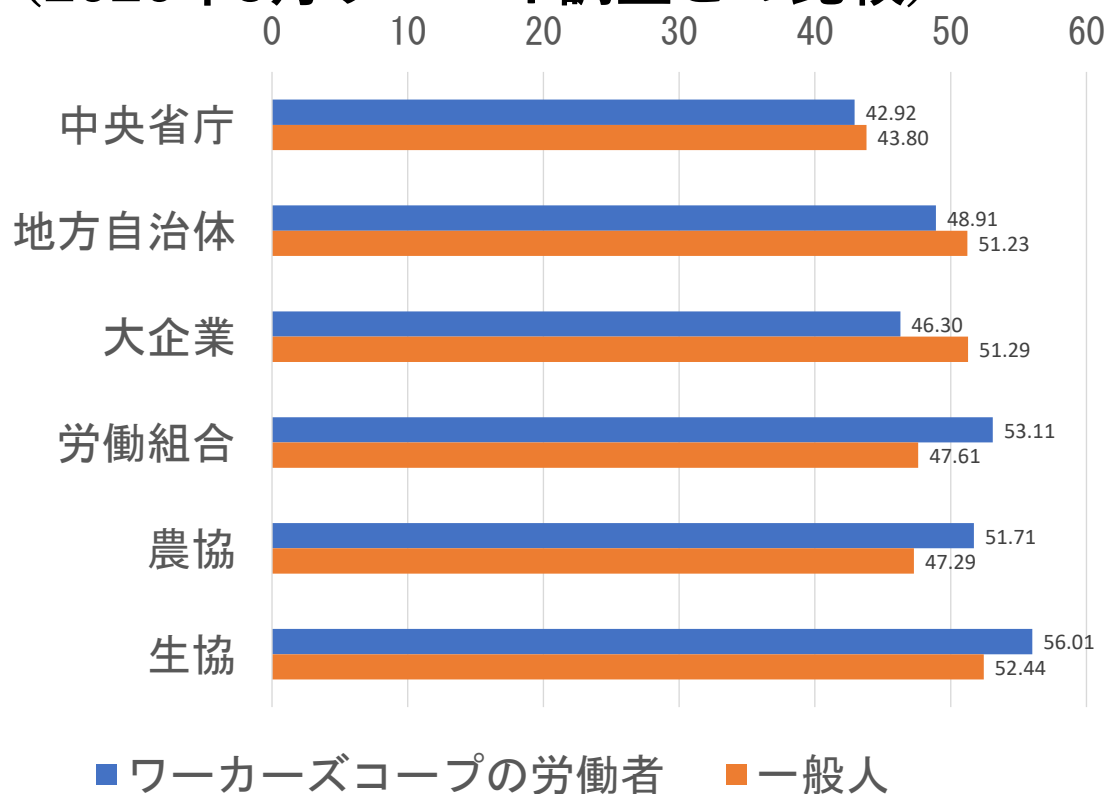
一般の人々と比べて、選挙運動手伝い、請願書署名、ボランティア、寄付などに積極的な傾向

一般の人々と比べて、自己責任意識は弱く、より公助を支持する傾向

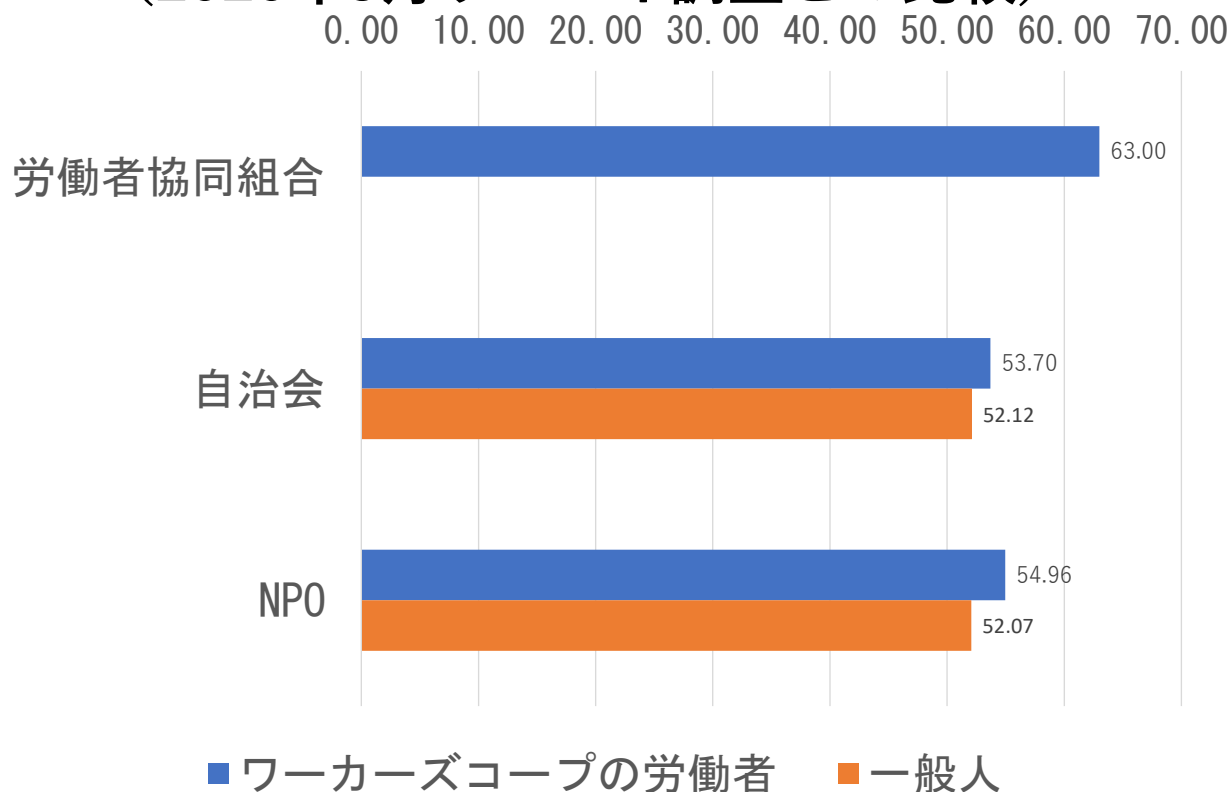
政党に対する感情温度 (2022年7月サーベイ調査との比較)



諸組織に対する感情温度 (2020年3月サーベイ調査との比較)



諸組織に対する感情温度 (2020年3月サーベイ調査との比較)



一般の人々と比べて、政党、とくに野党に対する好意的感情がより強い。反面、行政や大企業をより嫌う傾向

一般の人々と比べて、労働組合、生協、農協、自治会、NPO等に対してはより好意的な感情をもつ傾向

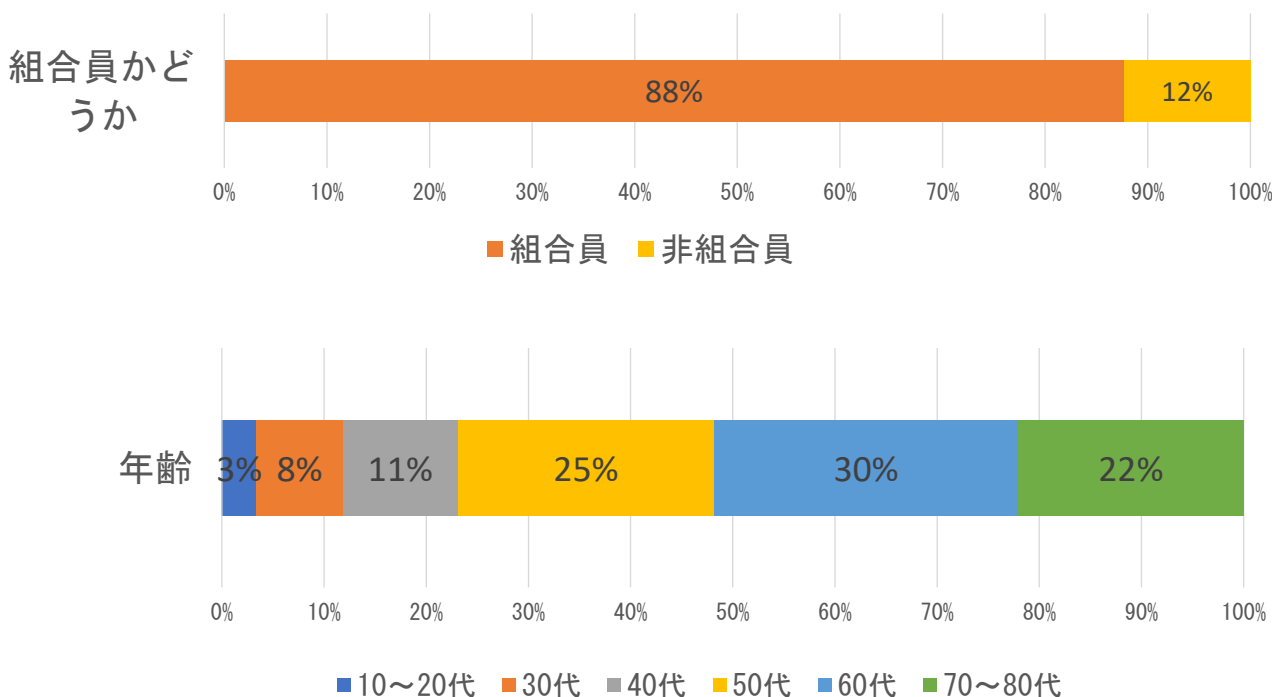
労働者協同組合の市民育成機能

労働者協同組合はある程度高水準で市民育成機能を果たしており、労働者協同組合の協同労働という働き方の特徴は、市民の自立・自律を促す可能性を大いに秘めている（かも？）

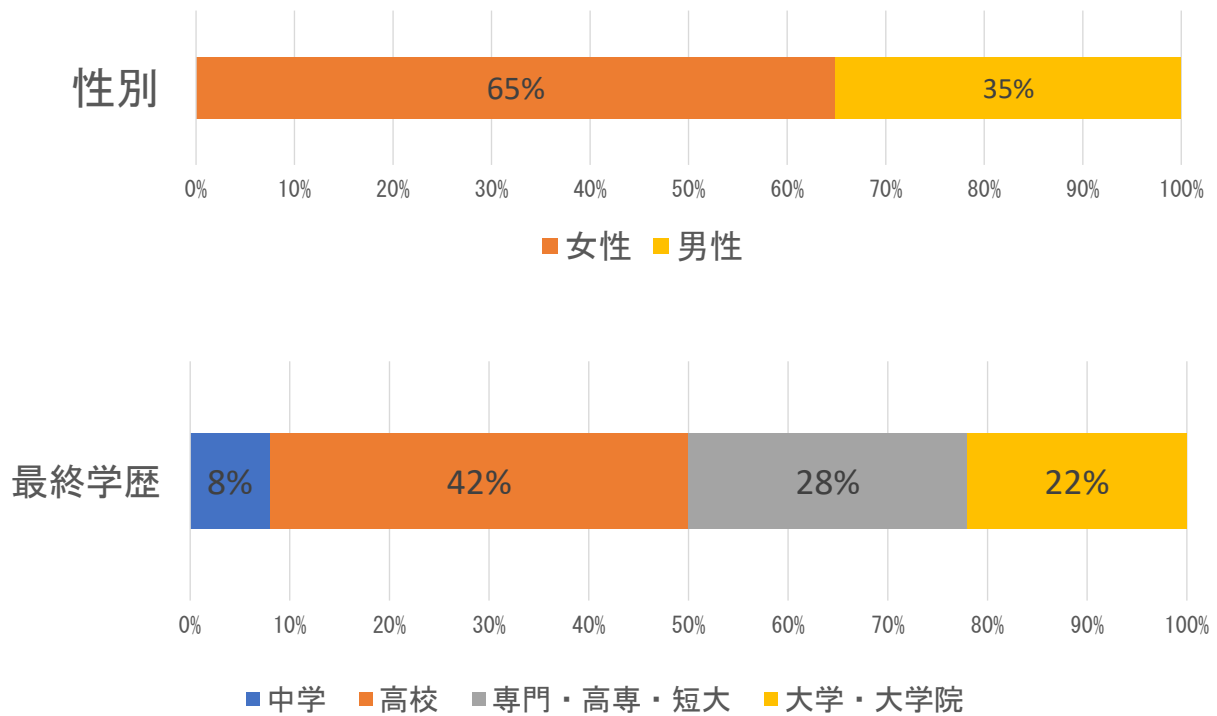
付録：調査結果概要

(本編で紹介していない部分)

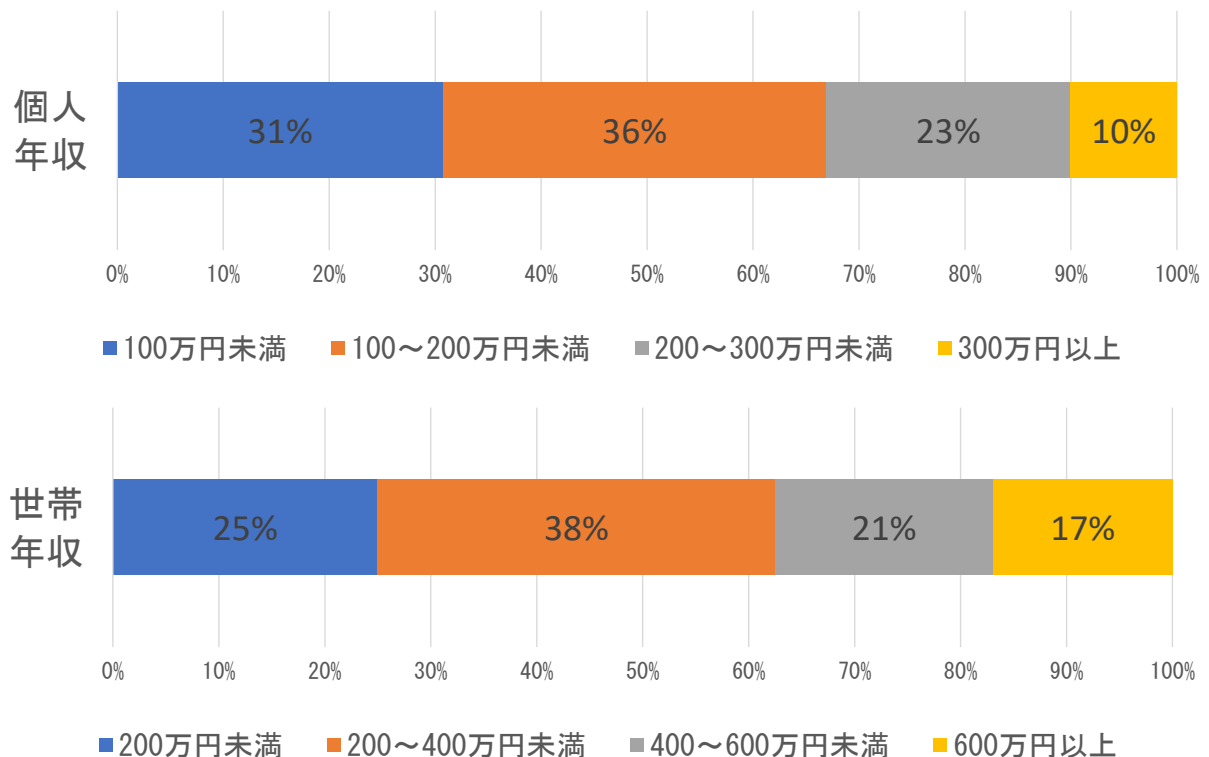
回答者属性



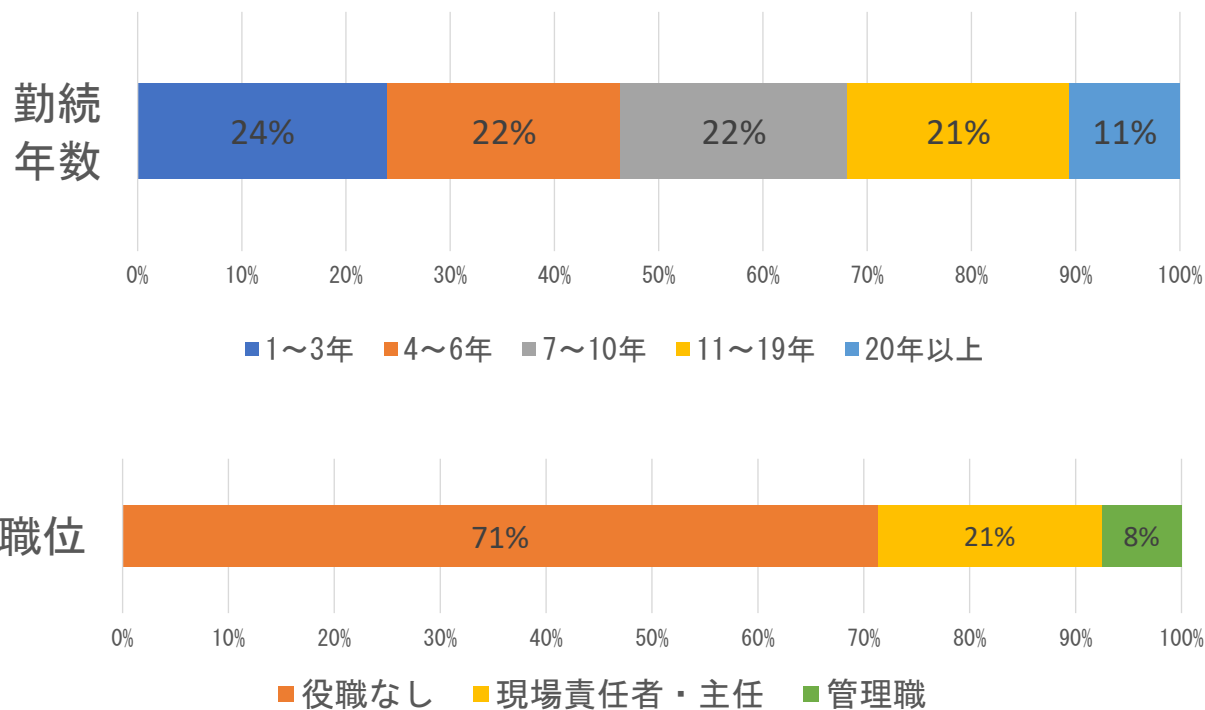
年齢、学歴



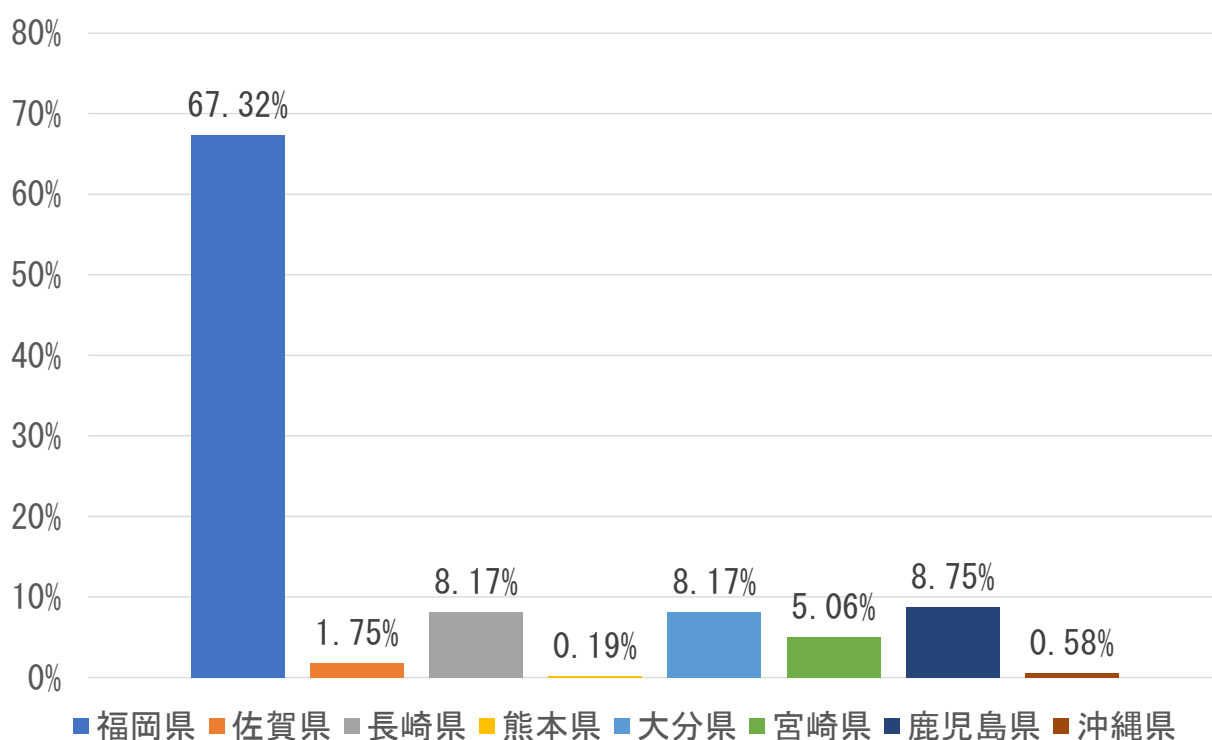
個人年収、世帯年収



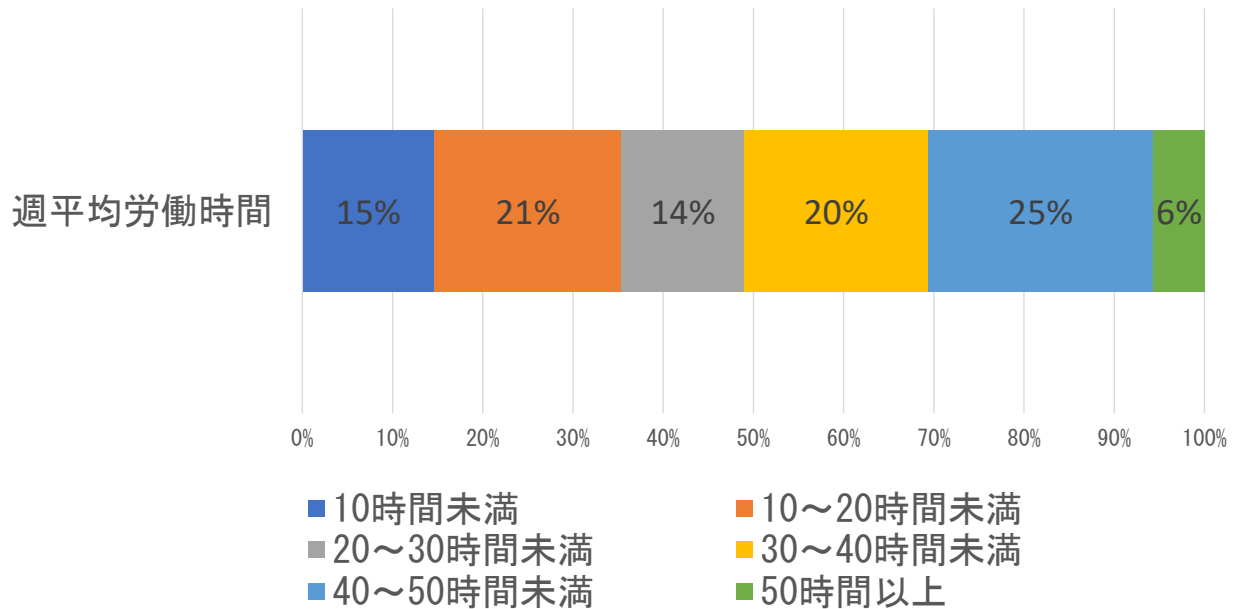
勤続年数、現在の職位



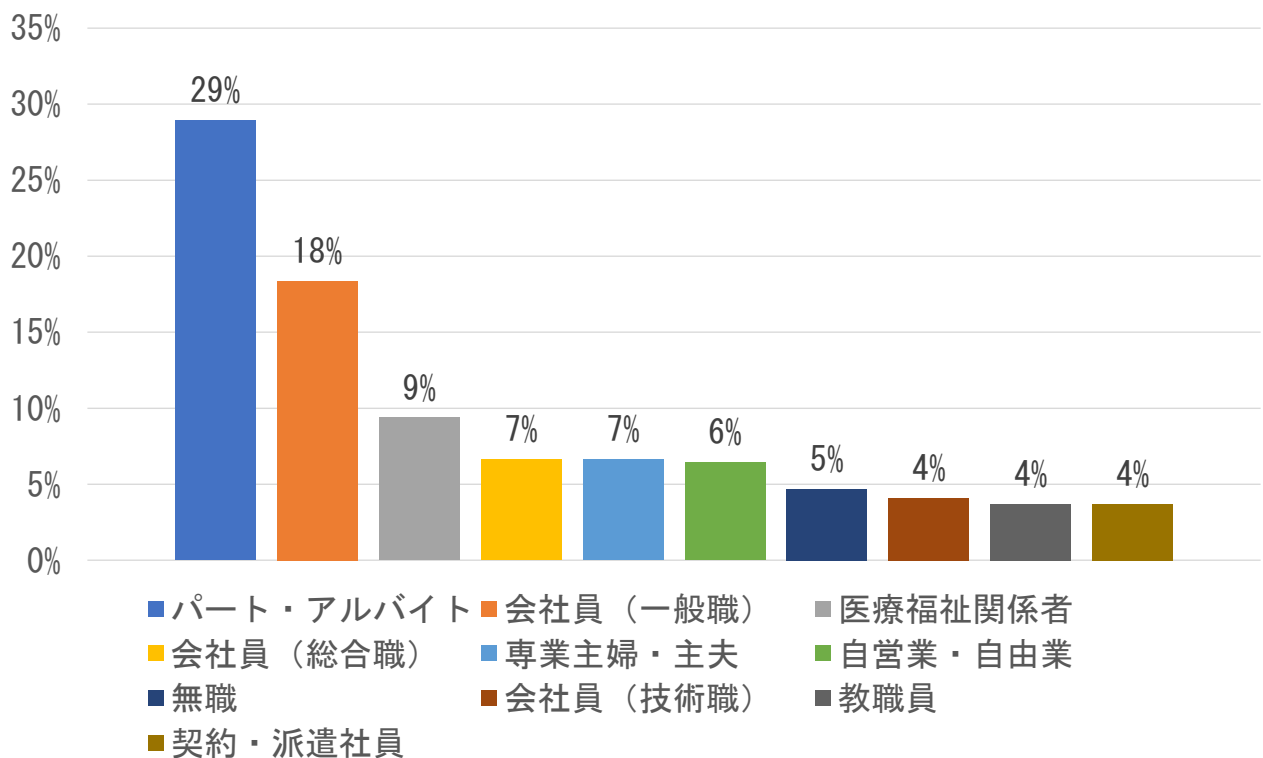
事業所所在地



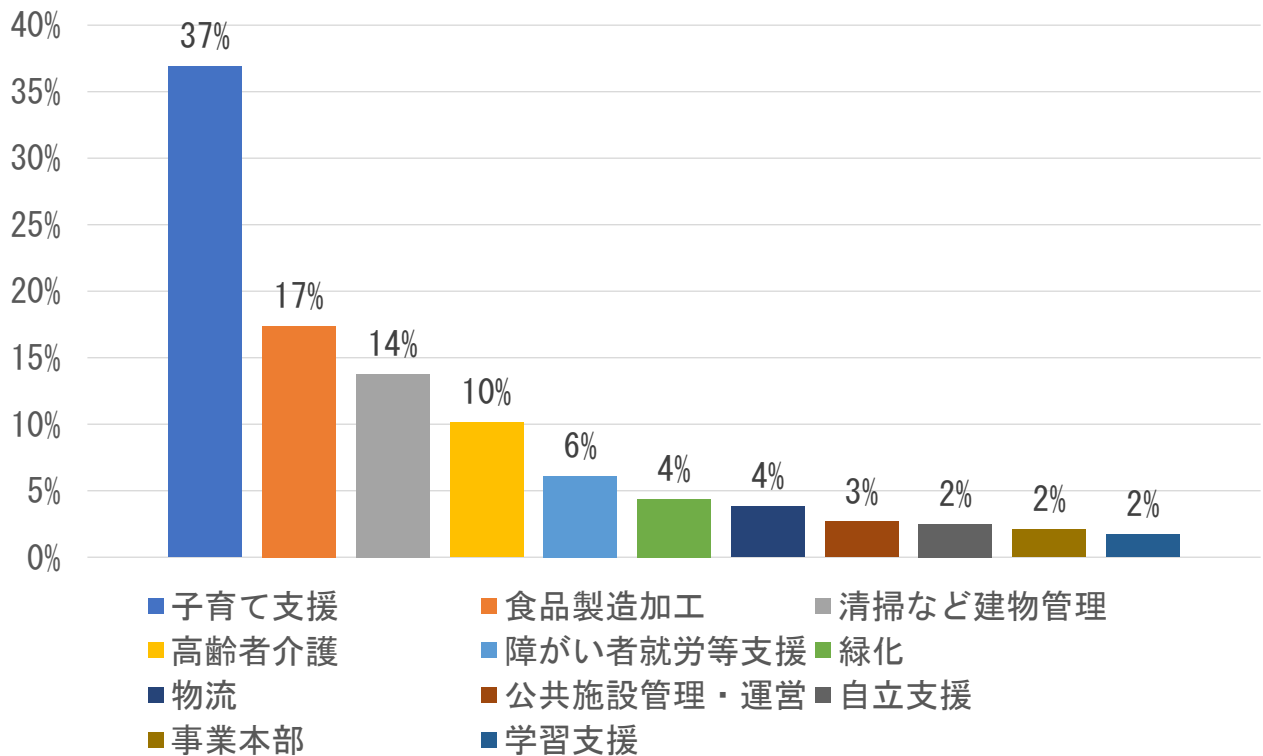
週平均労働時間



入職直前の職業



現在働いている分野 (複数回答可)



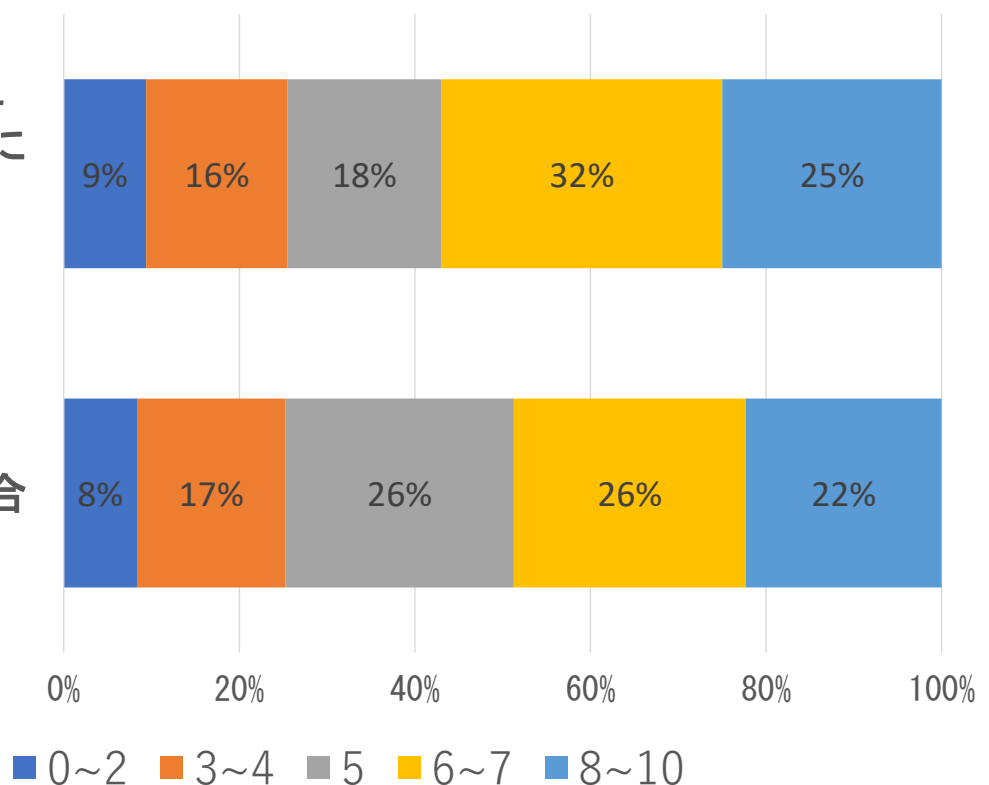
生活満足度

内閣府「満足度・生活の質に関する調査」
2021年

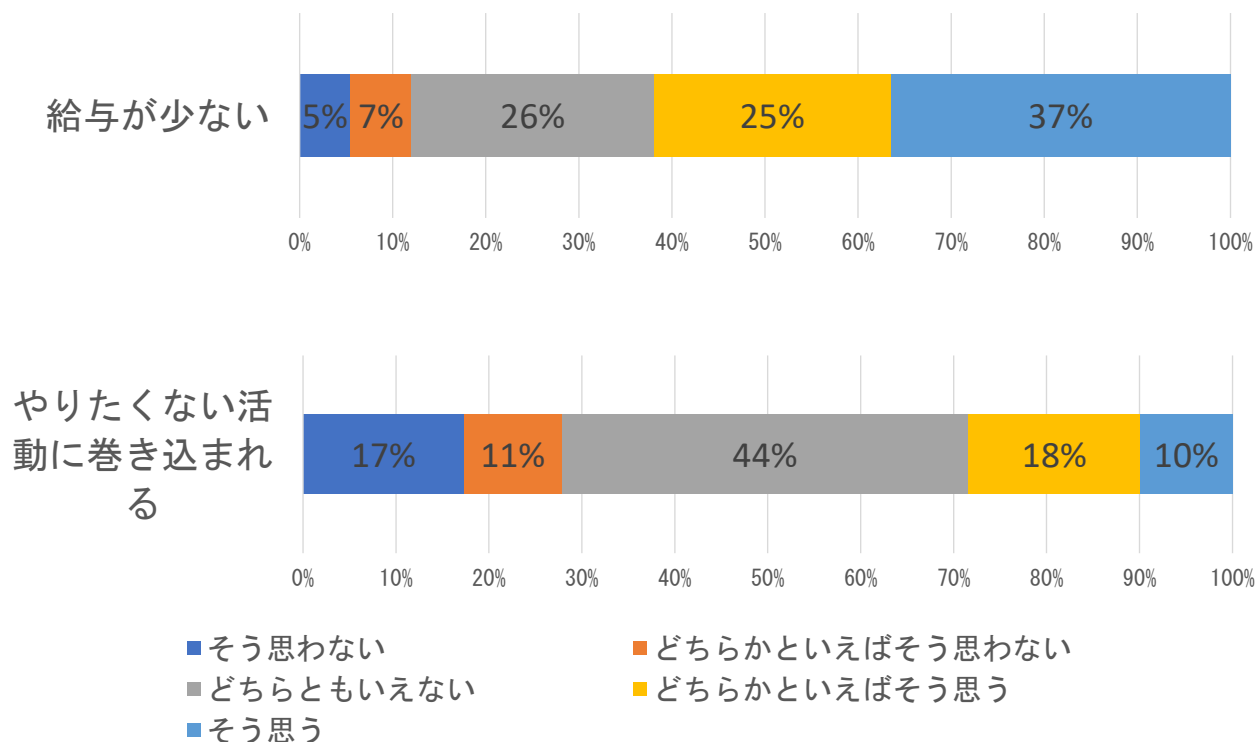
15～89歳男女対象
Mean 5.74

労働者協同組合

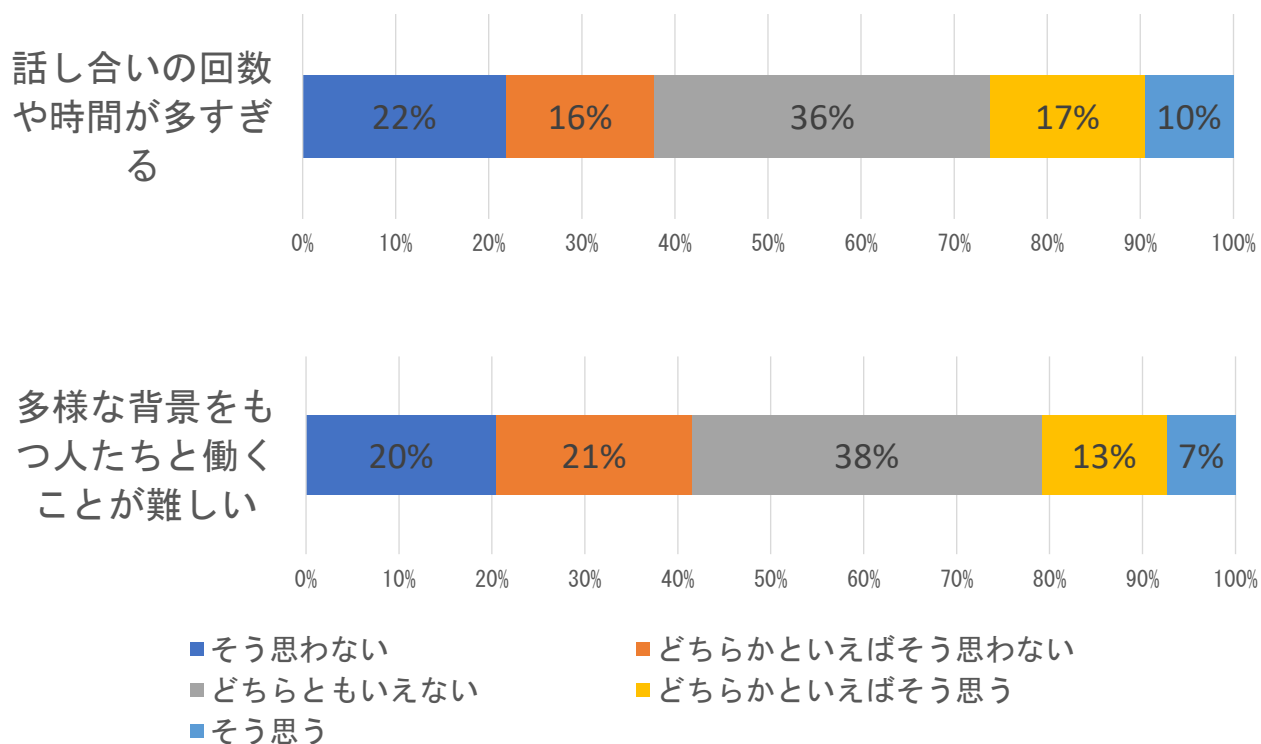
Mean 5.639
95%CI
[5.447, 5.831]



働く中で感じる職場の課題

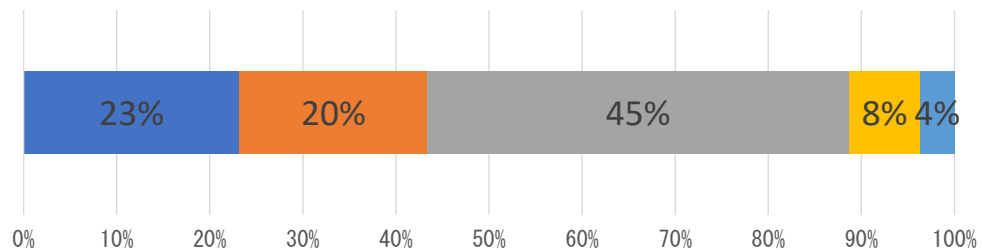


働く中で感じる職場の課題

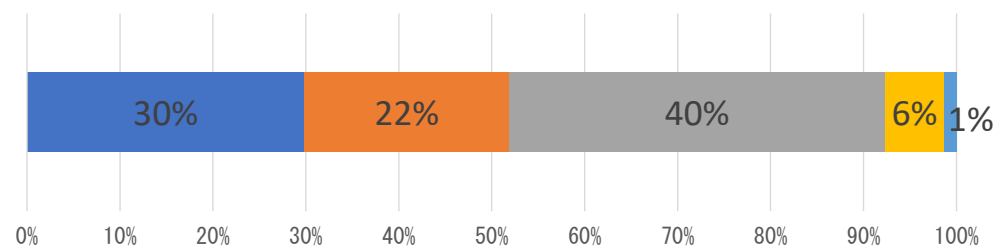


働く中で感じる職場の課題

自分のやりたい
事業や活動がで
きない



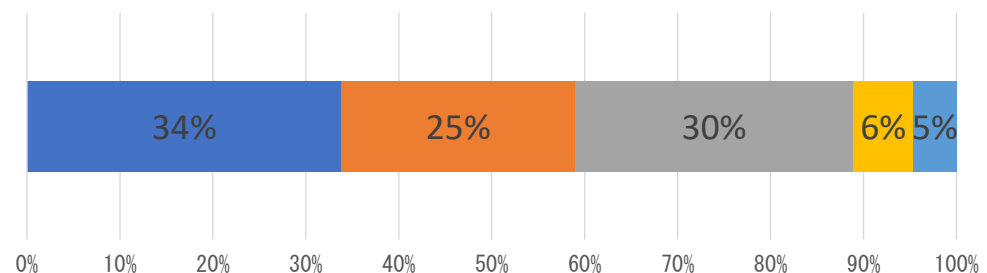
利用者や住民と
一緒に活動する
ことが負担であ
る



- そう思わない
- どちらかといえばそう思わない
- どちらともいえない
- どちらかといえばそう思う
- そう思う

働く中で感じる職場の課題

仕事にやりがい
を感じない



- そう思わない
- どちらかといえばそう思わない
- どちらともいえない
- どちらかといえばそう思う
- そう思う

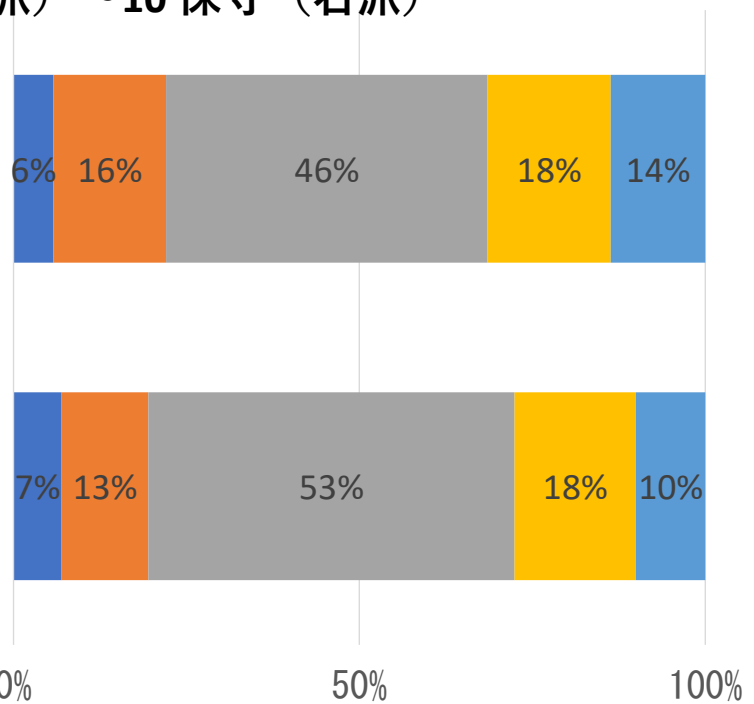
不満は給与面に集中

自己の保革イデオロギー認識

0 革新（左派）～10 保守（右派）

一般人（2022年7月調査）

Mean 5.315
95%CI
[5.232, 5.398]



労働者協同組合

Mean 5.175
95%CI
[4.990, 5.361]

■ 0~2 ■ 3~4 ■ 5 ■ 6~7 ■ 8~10

第3報告：地域プラットフォームと労働者協同組合

―地域経済・中小企業の観点から

長山 宗広（駒澤大学）

1. 「地域経済」と「中小企業」の捉え方

本シンポジウムにおいて、筆者は立場上（日本地域経済学会理事長）、はじめに「地域」「地域経済」の捉え方を示しておくべきだろう。一般的に、地域とは、「任意に区分された地表上の部分」、すなわち「行政区や選挙区など便宜的に設定された区画」として認識されている。地域をこうした空間的な捉え方とすれば、地域経済とは、国民経済さらには世界経済の一つの構成部分としてのみ理解される。地域経済という小さな経済単位を重層的に積み上げていけば国民経済さらには世界経済となる。市町村や都道府県といった単位の世界経済は、いずれも一国の経済のワンピースにすぎないといった見方である。こうした上からの中央からの立場から地域経済を捉えると、都市と農村、大都市圏と地方、そこでの過密・過疎の問題、地域間の格差の問題といった、地域経済の問題性に視点を置くことになる。そして、地域経済の問題は国民経済に直結する問題であるから、その解決にあたっては国が主導して政策展開することになる。戦後日本の地域政策とはそうした立場から、地域開発を国土開発計画ないしは産業立地政策として展開されてきたといえる。実は同じ文脈で、中小企業の問題性について、大企業との格差、二重構造問題として認識されると、それが国民経済の問題として捉えられ、国が上から中小企業政策を展開していった。

一方、筆者ら（中村,2004、長山編,2020）の「地域」の捉え方は、画一的・均質的な抽象的空間としてではなく、そこに固有性や多様性を認めていく。統計データ分析だけから見た「地域」の平均的な姿は幻想にすぎない。地域とは、人間の生活の場であり、住民・市民が主役である。人間は場所ごとに異なる独自の生活様式と文化を生み出す。その人間が社会的・主体的に生きる場（生活の基本的圏域）として地域を捉える。それゆえに、地域とは、自然環境・経済・文化（社会・政治）という3要素の複合体といえる。地域経済の分析においても総合性の視点を持つ。市場システムに限定せずに、公共部門をふくめ、環境などの外部性をも総合した政治経済学的アプローチをとる。現代経済社会においては、市場経済の効率性や成長性だけの議論ではなく、知識を創造し活用する人間、複雑で主体的に行動する人間を基本に据えた経済を見ていく必要がある。工業化時代と違って、生活の場と経済活動の場が空間的に分離せずに、近接・一致する傾向が見られる。地域経済は、そうした活動主体の多様な人間が出会い、対立・矛盾を乗り越えて協働的に学習し、非経済的価値と経済的価値を統合・創造する実験の場として捉えられる。同様に、中小企業についても「異質多元」な存在として捉えている。中小企業は固有の発展性を内在させているが、一方で、固有の問題性も課せられている。中小企業を発展性と問題性の統一物と捉える。中小企業は「多数の人々が働くことを通して自己実現する場」であると捉え、「リスクイダが多様な可能性のある存在」といった見方（渡辺・小川・黒瀬・向山,2013）で一致する。

現代経済における「地域」と「中小企業」という場は、一国の国民経済下の一要素として画一的に捉えられるものではなく、いずれも多様性や固有性が認められる。また、両者ともに、そこ

での学習を通じた主体の形成において発展可能性があるものと捉えられる。筆者は、協同組合研究の門外漢であるが、上述のような「地域経済」と「中小企業」の捉え方をするので、協同組合の「二重の目的（経済的目的と社会的目的）」の追求、協同組合による地域コミュニティの建設という、レイドロー報告の問題提起にはインスパイアされた。なぜなら、筆者は、信用金庫業界（信金中央金庫）で勤務していた経験があり、「協同組織金融」の現場において、その理念・社会的使命と金融ビジネスとの葛藤に悩まされたからだ。中小企業診断士でもある筆者にとって、馴染み深い協同組合といえば、中小企業組合¹である。日本の中小企業政策は、高度経済成長期からの近代化政策に呼応し、中小企業問題（二重構造問題）の処方箋の一つとして、「中小企業の組織化」対策を講じた。中小企業の近代化・高度化そして構造改善事業により、中小企業組合の共同事業を推進し、「規模の経済」「範囲の経済」を中小企業にもたらした。ここでも協同組合の理念や原則との乖離が見受けられた。

政策論として見れば、近代化政策の旧基本法時代から、1990年代後半には新基本法によりイノベーションと競争促進へと舵が切られ、中小企業組合の存在感は低下する。リーマンショック後の新自由主義・グローバリゼーション批判があって、筆者らの見方に時代が追いつき、2010年には「中小企業憲章」の閣議決定に行き着く。憲章には、「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらし」とあり、「中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する。地方自治体との連携を一層強める」と記されており、中小企業における地域社会との共生という未来が描かれている。同様に、地域経済においても、従来の外来型開発（全国総合開発計画）から「内発的発展」へという政策理念の転換が見られた。中小企業と地域経済のいずれの政策においても、これまでの国（中央）による上から外からの政策から転じ、各地での「中小企業・小規模企業振興条例」制定運動に見られるように、より身近な基礎自治体単位での地域学習・民主的プロセスにもとづく理念転換の方向性が見て取れる。国主導の他律的な時代から、自助努力・競争の時代を経て、今や、共生・共創の時代といった文脈から「地域経済」と「中小企業」を一体的に捉えていくことが求められているのかもしれない。そうすると、中小企業組合の原点回帰、公共性・社会性の発揮、そして中小企業組合の再発見といった流れが出てきそうだ。

「調査無くして発言権なし」という現場主義の姿勢が筆者の属する研究者コミュニティには貫かれており、政策理念よりも「ありのままの事実」に目が向かう。現実の中小企業組合の動向をみると、その存在感はより一層低下し、あるべき未来とのギャップは大きい²。それでも、地域づくり協同組合や地域プラットフォーム化のような新しい中小企業組合の萌芽的な動きが散見される。また、2022年10月施行予定の「労働者協同組合法」による影響もあり、地域における「小さな協同」の活動が増えているが、これが「地域経済」と「中小企業」の共通課題である「アント

¹ここでの中小企業組合とは、「中小企業等協同組合法（1949年）」「中小企業団体の組織に関する法律（1957年）」「商店街振興組合法（1962年）」「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（1957年）」を根拠法とする組合の総称を指す。

²全国中小企業団体中央会（2021）によれば、組合数は1981年の58,721をピークに減少傾向が続き、2020年には35,831とピーク時の約4割減となっている。種類別でみると、事業協同組合の割合が全体の約8割（2020年：28,299）を占めている。

レプレナーシップ（起業活動）」に関わってくる。労協法は、「持続可能で活力ある地域社会を実現するため、出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を、簡便に設立できる制度」のニーズに応じたものだから、広い意味でのアントレプレナーシップと地域づくりに直結する。本稿では、「広島市協同労働プラットフォーム」を事例分析の対象とするが、そこからアントレプレナーシップを促す地域プラットフォームの形成プロセスモデルを導出することが出来た。これは、基礎自治体による新しい地域産業政策としても含意を与えるものである。最後に、本シンポジウムの座長解題にて求められているので、中小企業と地域経済の二刀流研究者の立場から「労協」に対する期待に言及する。

2. アントレプレナーシップと地域プラットフォーム

人口減少社会を迎えてのコロナ禍の追い打ちは我々個人や企業に大きな変容をもたらし、デジタルエコノミーの到来をより身近なものとした。そこには GAFAM から巨大なデジタル・プラットフォーマーによる支配や監視資本主義という新たな問題をはらむ。デジタルエコノミーのもとのプラットフォーム型ビジネスの潮流は大きく、個人と企業そして市場経済に対する社会通念まで覆すインパクトを与えている。従来の直線的なビジネスモデルにおいて、企業の価値とは、社内に所有していて動員できる資源（リソース）であった。一方、コネクティ化された今のネット社会においては、企業の価値とは、何を所有しているかよりも、何を結びつけられるかにある。「つながる」「つなげる」こと自体が価値を生む。共感コミュニティでつながる人達が価値をもたらし、企業から個人へとパワーシフトが起こっている。プラットフォーマーの価値の源泉は、専門的な「つなげる（ネットワーキング）」機能にある。P2P（ピア・トゥ・ピア）のデジタル技術によって、あらゆるレベルの人やモノの情報がプラットフォームに乗り、参加者間のやり取りが容易にすすむ。ネットワークとは、その規模が大きくなるほど、参加者にとっての効用が高まるものである。このネットワーク効果がプラットフォーマーの急成長および巨大企業化と支配を可能にする。

本稿では、デジタルプラットフォームの潮流に対抗しうるオルタナティブなモデルの提示を試みるが、それは、デジタルプラットフォームを所与のものとする「プラットフォーム協同組合」ではなく、「地域プラットフォーム（長山,2021b・2022a・2022b）」である。類似の概念として、「産業クラスター」「地域イノベーションシステム」「地域エコシステム」「Entrepreneurial Ecosystem (EE)」などがあるが、いずれも、シリコンバレーモデルの再現性や持続性、イノベーションと新産業・ハイテク産業の創出、大学発ベンチャーやユニコーン企業の創出といった点に関心事である。筆者は、日本のアントレプレナーシップにとって重視すべきは、ハイリスクなベンチャービジネスの創出よりも、「小さな起業」「小さな協同」やコミュニティビジネスの創出そして起業無関心者への創業機運醸成にあるとの認識に立つ。それは鎌倉などの事例研究（長山,2020b）や勤務校での世田谷ラボ活動（長山,2019a・2019b・2020a）から見出したものである。住民・学生と起業家との協働学習により、地域固有の多様な社会的課題を解決する多様な主体形成の事実発見があった。子育て、教育、介護、防災、環境、観光、まちづくりなど特定のテーマを理論的実践的に学習する地域の実践コミュニティ（COP: ウェンガーほか,2002、長山,2012・2016）が形成され、そこから多数のプロジェクトが実験的に誕生した。さらにそのなかで事業性のある

ものは組織となって起業する。地域 COP への参加により起業無関心者から段階的に起業家へと進化する。こうした地域の起業家輩出の生態系「アントレプレナーシップを促す地域プラットフォーム」をいかに制度設計するかが自治体（プラットフォームビルダー）の役割となる。したがって、地域プラットフォームは、地理的範囲がコミュニティ～ローカル・エリアと狭く、「小さな起業」「小さな協同」が多数輩出されて、地域社会の多様な課題を解決する点で類似概念との違いが見られる。つながることによる「共感」の価値は地域の方が大きく、そこにはコレクティブインパクトや創発をうむ地域の共同機構も見取れる。基礎自治体の新しい地域産業政策としても注目されており、総務省「自治体戦略 2040 構想研究会」報告では、2040 年頃の人口縮減時代に向けて、公・共・私の協力関係を再構築し、住民生活のニーズを満たす「プラットフォーム・ビルダー」へと転換することを自治体に求めている。地域プラットフォームの運営主体（プラットフォームャー）は、自治体（制度設計者）との連携が容易な中間支援機関、協同組合を含む社会的連帯経済がふさわしい。近年の協同組合の地域プラットフォームャー化は、デジタルプラットフォーム型経済への対抗として、また中央集権型地域づくりに対する対抗として評価できよう。地域プラットフォーム概念の整理は、**（図表 1）**を参照されたい。

なお、中小企業組合のなかにも公共性の高い地域づくりに取り組む事例も散見されるようになった。筆者が見てきたなかでは、事業協同組合方式で地域協同組合をつくった山形県鶴岡市の「庄内まちづくり協同組合 虹」の事例 など、中小企業組合による地域プラットフォームャー化の動きとして捉えられる。また、国の制度としては、「特定地域づくり事業協同組合」制度のように、組合員の私益・共益に加えて、特定（地域全体の仕事を組み合わせて共有することで、新たな雇用の場を創出し、移住・定住を促進する）の地域づくりのような公益を主とする組合制度も生まれている。一見すれば、日本の伝統的な協同組合と同様、所管官庁による縦割り、上からの制度による自発性・主体性等の諸問題が想起される。ただ、現場における非経済的側面も見取れば、地域プラットフォームャーとしての発展可能性が期待される。実際、筆者が取材した「海士町複業協同組合（島根県隠岐郡海士町）」や「えらぶ島づくり事業協同組合（鹿児島県大島郡和泊町・知名町）」では、マルチワーカーとして働く組合社員を介して既存組合（農業、漁業、林業、観光など）の壁を超えた組合間連携・異業種交流を可能にし、地域共同学習の基盤づくりを担おうとしていた。

図表1 デジタルプラットフォームと地域プラットフォーム

特徴 \ 概念	デジタル (IT) * プラットフォーム	地域プラットフォーム
地理的範囲	サイバー空間 範囲がない	コミュニティ～ローカル・エリア (市区町村の範囲より狭い)
PFの設計者 運営者	ITプラットフォーム	・自治体、中間支援組織 ・社会的連帯経済(組合・NPO等)
設計思想	・共感、つながり ・トップダウン ・レイヤー構造 ・デジタル技術 (P2P, AI, DX) ・自動化 ・全体最適 ・規模の経済	・共感、つながり ・ボトムアップ ・アソシエーション型 ・対面接触、対話重視 ・創発 ・地域固有性、多様性 ・カスタマイズ
主な構成員、 参加者 (ユー ザー)	・IT企業 ・メーカー、商店等の事業者 ・自営業主、フリーランス ・個人	・自治体、地域支援機関、組合・NPO等 ・地域企業(大企業、中小企業) ・自営業主、フリーランス ・地域住民、移住者、関係人口・交流人口
パワーと所有	・中央集権 ・ITプラットフォーム独占	・民主主義、平等 ・参加者が価値を共有
PFの成果と分配	・プラットフォームによる標 的市場の支配(独り勝ち) ・デジタルイノベーション (DX) ・すべてのPFユーザーの効用	・地域COP、アントレプレナーシップ促進 ・コレクティブ・インパクト、地域づくり ・公益、共益、私益のすべて
基本的な機能	・オーディエンス構築(広告) ・ネットワーキング (P2P) ・マッチメイキング (AI) ・中核ツールとサービスの提供 ・ルールと参加基準 ・評価(レビューシステム) ・エコシステム	・会員増強、参加者(ユーザー)獲得運動 ・ネットワーキング(信頼関係構築) ・マッチメイキング(コーディネーター) ・テーマ知識と学習環境・実践機会の提供 ・ルールと参加基準(協同組合原則など) ・評価(全員参加で自己評価) ・エコシステム(規模の経済は働きにくい)
地域づくりの視点	なし	あり ・地域の価値 ・地域経済循環 ・地域社会とコミュニティの課題解決

注：アマゾン・楽天のようなECを主とするタイプを想定
資料：筆者作成

3. 事例研究－広島市協同労働プラットフォーム

すでに広島市では、ワーカーズコープが運営主体(地域プラットフォーム)となって、「小さな起業」「小さな協同労働」を促す地域プラットフォームを形成しつつある。広島の事例は、「労働者協同組合法」にもとづく「労協」の事例ではないが、そこでの「ありのままの事実」を分析することにより、地域プラットフォームの形成プロセスを動態的に捉えることができ、その形成モデルの一つを導き出すことができた。事例の紹介は、長山(2022b)に詳しいので、以下、事例のポイントを簡潔に示す。

広島市では、高齢者の働く場の創出や地域コミュニティの再生を図ることを目的に、2014年度

から「協同労働モデル事業」を実施している。2021 年度末までに 28 の団体、約 300 人の住民が起業し、地域の課題に応じた多様な事業に取り組んでいる。同事業は広島市「協同労働」プラットフォーム（らぼーろひろしま：拠点事業所）が担っているが、その実施主体者は広島市経済観光局雇用推進課、受託運営団体は NPO 法人ワーカーズコープである。同事業による支援内容としては、団体の立ち上げ費用に関する補助金の交付に加えて、専門コーディネーターによる事業立ち上げ支援および立ち上げ後（3 年間）運営の伴走支援である。「協同労働」の団体は、法人格のない任意団体が多いものの、その新設にあたっては事業所の新規開業とさほど変わりはない。専門コーディネーターは、一般的な創業支援と同様、地域の中小企業支援機関や金融機関などと連携しながら、団体の立ち上げ支援を行う。設立した団体に対しては、出資者全員参加の定例会議や話し合いの場が定着するまで伴走支援する。これまで約 8 年間の事業を通じて 28 団体が設立しているが、団体の構成員数は 4~40 名、出資額 3 万円~100 万円（1 口 1,000 円~10,000 円）、年間事業収入 50 万円~500 万円であり、ローリスク・ローリターン型の「小さな起業」といえる。

広島市長の松井一實氏の肝いりで「協同労働」と地域コミュニティ再生を熱心に進めてきたことも大きい。広島市は人口 1,188,440 人、世帯 574,883 世帯（2022 年 1 月 31 日時点）を擁する中四国地方の中核都市であるが、高齢化が急速に進展しており 2020 年からは人口減少局面に転じている。市内の町内会・自治会の加入率は年々減少して 6 割を下回り、老人クラブの加入率（60 歳以上の人）は約 1 割、子ども会の加入率は（小学校児童）は約 3 割となるなど、地域コミュニティを支える人材の不足といった課題が深刻している。その一方で、各種地域団体（町内会・体育協会・女性会・PTA・子ども会・防犯組合・自主防災会等）が縦割りですべてそれぞれ活動し、取り組みが重複するなど、団体間の連携・協力体制に課題があった。こうした中、広島市では、「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定した。同ビジョンでは、防犯・防災、子育て・教育、福祉、健康、環境、文化・スポーツなどのテーマごとに全ての地域団体が横串の連携をとり、加えて NPO・協同労働団体・企業・商工会・住民有志など多様な主体が関わりを持てる新たな協力体制を提示する。その活動範囲は、地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会が組織されている概ね小学校区を基本エリアとし、これからの地域コミュニティの有り様を描いている。市では、同ビジョンの実現にあたって、「協同労働」という仕組みがより広がることを期待している。そのため、2022 年度から「モデル事業」を発展させて、協同労働「促進事業」として展開していく。そこではプラットフォームをより一層意識し、各団体間のネットワーキングの仕組みづくりと高齢者に限らない多世代による協同労働の波及を目指している。

本稿でいう「地域プラットフォーム」概念から分析していくと、いくつかの面白い事実を発見できる。一つには、地域コミュニティ団体（町内会）が「協同労働」という仕組みを導入することによって、停滞感のある活動を活性化することができた点である。「協同労働」を通じて、テーマ（地域課題）が明確になり、当該テーマに共感や関心を持った意欲的な住民が集まり、つながって共同学習が進められる。出資・経営・労働の全員参加ルールのような共通の枠組み・規範のもと、参加メンバーが対等な立場で対話し、当該テーマを解決するアイデアが創発的に次々と生まれてくる。こうして、地域課題をテーマとする「COP（実践コミュニティ）」が形成される。地域課題は多様なため、多様なテーマの COP が幾つも地域に生まれる。その時点では半インフォーマルであるが、自治体の支援制度の活用などを機にして計画性が伴い、参加メンバーの役割分担

なども決まり、プロジェクトチーム型の組織が生まれる。テーマに応じたプロジェクトチーム型組織は、縦割りの地域コミュニティ団体に横串を刺し、新たなアクターとのつながりにより活動の幅を広げる。

二つには、「協同労働」団体の実践において、アントレプレナーシップ（起業活動）が見られた点である。ある団体の代表は、中小企業経営者であったが、当時、広島県中小企業家同友会の勉強会に参加し、「自主・民主・連帯」の精神や「知りあい、学びあい、助けあう」ことの重要性を実感したという。地域社会における中小企業の存在意義を認識し、中小企業家同友会での学びを「協同労働」団体設立の理念に引き継いでいる。ワーカーズコープのような地域プラットフォームの果たす役割も大きい。全国組織の大きな協同労働が、広島市の小学校区エリアで「小さな協同労働」団体の輩出と育成を支援している。その支援内容は、中小企業政策に見られる創業支援メニューと同様のものであった。「小さな協同労働」は任意団体が多く、事業性も低いとなれば、持続性に欠けてしまう。そこから一步ステップアップして「小さな起業」となるには、アントレプレナーシップが必要となる。「小さな協同労働」団体にアントレプレナーシップ教育の機会をもたせ、協同組合を含む多様なアソシエーション型組織の新設（起業）を後押しする必要がある。

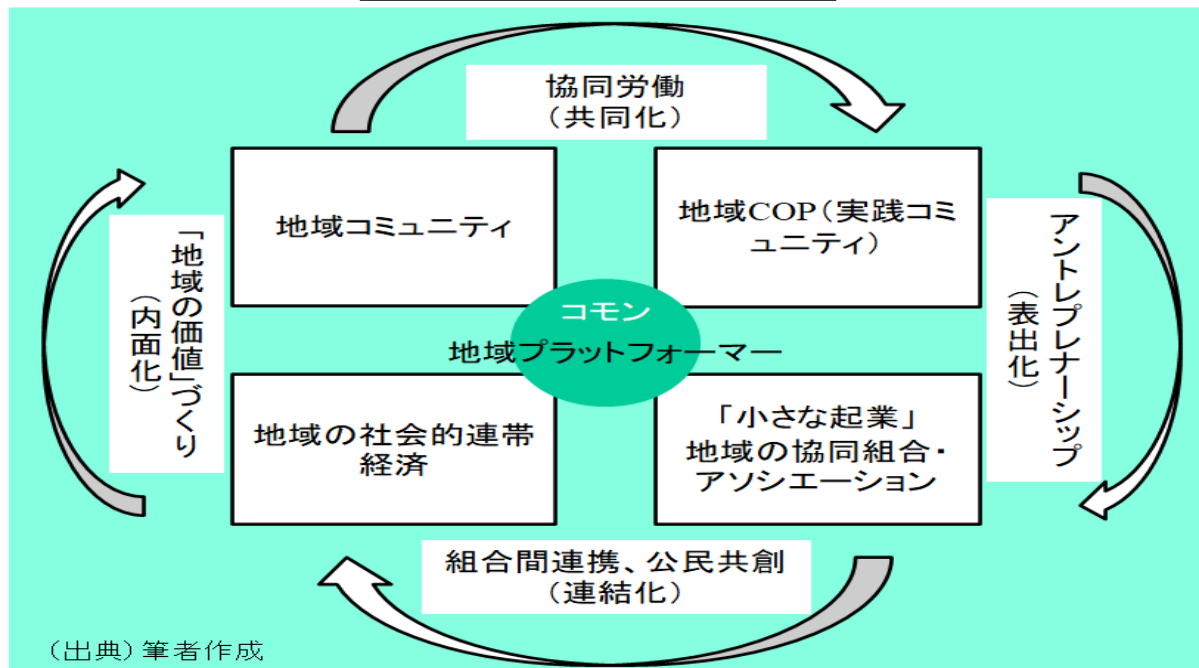
三つ目には、広島市で誕生した 28 の団体において組織間のつながりが見られた点が挙げられる。それは今でこそ自発的なネットワーキングとして一部見られるが、やはり初期はワーカーズコープが地域プラットフォームとして連結化する機会（勉強会やシンポジウムなど）を意図的に作り出していることに拠る。広島の事例のユニークさは、ワーカーズコープが運営主体となるものの、全体の制度設計は広島市で行っている点にある。福祉関係の部署ではなく、経済観光局雇用推進課だ。アントレプレナーシップが同制度にビルトインされているのは、この自治体の政策方針が関係している。古い「共益」組織の限界性に対し、「協同労働」という仕組みの導入で、新しい協同組合を生み出し、そこから組合間連携を進め、地域に社会的連帯経済を広げる。そのために、広島市がプラットフォーム・ビルダーとなり、ワーカーズコープが地域プラットフォームとなって「公民共創」する。

四つ目は、最終的に住民の一人一人の地域に対するアイデンティティ形成、ウェルビーイングに行きつくということだ。行政区で上から設定された区画（形式地域）において、人々は何を拠り所として地域づくりに関わるのかという問いに対し、「地域の価値」の「本源」的な部分、商業化されていない「真正性（オーセンティシティ）」に目を向ける研究（佐無田,2020）が出てきている。「地域の価値」の「本源」的な部分は、その地域で人々が生きてきたことの積み重ねであり、資本主義的な生産様式でつくり出すことのできない歴史や自然や社会と一体となった人々の知恵の結晶であり、過去からの継承こそが価値を高める。社会的に構築されたオーセンティシティに根ざすことによって、「意味づけ」を与えられた「地域の価値」は、個人的次元から社会的次元に移行し、より高い価値を発揮するという。地域プラットフォームでは、ネットワーキングにより、地域に社会的連帯経済を広げる。その条件があれば、「地域の価値」を社会的に構築することが可能となるだろう。ひいては、「協同労働」団体の活動に無関心であった地域住民および地域コミュニティまでに、「地域の価値」を再認識させ、内部化の局面に入ることができる。

こうして一つ目から四つ目までの条件を順次満たしてスパイラルアップしていくと、地域における「小さな協同労働」団体および「小さな起業」を輩出する持続可能なエコシステムが構築される。広島事例を少し抽象化すると、地域プラットフォームが形成されるプロセスをモデル化できる（図表2）。

（図表2）

地域プラットフォーム形成モデル



4. 地域経済・中小企業研究からみた労働者協同組合への期待

最後に、「労働者協同組合法」にもとづく「労協」への期待に言及しておく。広島事例は、同法にもとづく「労協」の事例ではないが、それでも示唆に富む。地域づくりには、その担い手となるアントレプレナーが欠かせないが、「労協」により「小さな起業」が結果的に増えることが期待される。もちろん、その条件としては上述した、アントレプレナーシップを促す地域プラットフォームモデルに「労協」の仕組みを取り込むことが必要となる。しかしながら、地域経済・中小企業の現場（政策担当者や事業者など）では、「労協」というワードをさほど耳にすることはない。地域経済・中小企業の学界においても同様である。意外なことに、「脱成長コミュニズム」論（斎藤,2020）に対しても、中小企業研究者からの反応は鈍い。マーシャル「森の木の比喻」、ペンローズ「企業成長論」、ロビンソンや末松玄六「最適規模論」、フローレンスや佐藤芳雄「産業組織論、競争論（寡占的核－競争的周辺）」、スタインドル「小企業残存論」など、中小企業の存立条件論の前提には、「経済成長」ならびに「規模の経済」が理論のベースにあった。現代資本主義の中心課題である「経済成長」に対してのオルタナティブな道筋「脱成長コミュニズム」の提起に対して、本来、中小企業研究者は積極的に議論に加わることが求められる。広島事例だけではなく、コミュニズムの担い手であるアソシエーションの代表例とされる「労協」と中小企業・アントレプレナーとの間は断絶的ではなく、連続的な存在で地続きであり、共通性も増大させているという事実を目を向けたい。

本稿のように、「地域プラットフォーム」という概念から地域を見ると、「つながり」に着目として「個人」と社会構造を見るので、多様な主体が調査対象になる。人間生活そのものを総体として理解する観察的方法をとるので、概念接続の裾野の広さも出てくる。中小企業研究者が地域経済研究との二刀流になれば、「労協」研究が概念接続の接着剤となる可能性に気づくであろう。地域経済・中小企業の政策においても同様であり、地域プラットフォーム・ビルダーを志向する自治体ならば、「労協」の持つインパクトを無視できないはずだ。しかし現状では、全国の基礎自治体（経済産業振興部門）において、そもそもプラットフォーム・ビルダーを志向する動きが少ない³。そのため、自治体の経済産業振興部門の多くは、町内会やNPO等を所管する地域コミュニティ部門と距離がある。「労協」の存在感が高まれば、こうした自治体の縦割りが是正され、ひいてはアントレプレナーシップを軸とした地域の総合政策、地域プラットフォーム・ビルダーへの動きも高まるかもしれない。そして、経済・産業、医療・福祉、教育、環境、まちづくりといった地域の多様な政策課題に対し、「小さな協同労働」「小さな起業」を横軸に通した総合的な地域活性化策が展開されることに期待したい。

（参考文献）

- ウェンガー,E.,マクダーモット,R.&スナイダー,W.M.（2002,原著2002）野村恭彦監訳『コミュニティ・オブ・プラクティス』翔泳社。
- 斎藤幸平（2020）『人新世の「資本論」』集英社新書。
- 佐無田光（2020）『「地域の価値」の地域政策論試論』『地域経済学研究』第38号、pp.43-59。
- 全国中小企業団体中央会（2021）『令和3年版中小企業組合白書』。
- 中村剛治郎（2004）『地域政治経済学』有斐閣。
- 長山宗広（2012）『日本のスピノフ・ベンチャー創出論－新しい産業集積と実践コミュニティを事例とする実証研究』同友館。
- （2016）「医工連携による地域イノベーション」『商工金融』第66巻第8号、pp.5-25。
- （2019a）「現代応用経済学科ラボラトリーの創設と1年目の歩み」駒澤大学経済学部編『駒澤大学経済学部現代応用経済学科10周年記念論集』pp.18-32。
- （2019b）「新しい創業支援ステージにおける地域金融機関の役割：創業機運醸成とコミュニティビジネス創出の地域プラットフォーム」全国信用組合中央協会『しんくみ』第66巻第12号、pp.4-9。
- （2020a）「現代起業論の基本問題」百田義治編著『現代経営学の基本問題』中央経済社、pp.64-76。
- （2020b）「神奈川県鎌倉におけるアントレプレナーシップ促進の地域プラットフォーム」長山宗広編著『先進事例で学ぶ地域経済論×中小企業論』ミネルヴァ書房、pp.231-259。

³ 全国の基礎自治体（地域産業振興・地域経済振興）、1,741自治体に対して、「プラットフォームビルダー」としての取り組みなど、アンケート調査を実施した。同調査は、2022年6月、特別区長会調査研究機構の調査研究として実施し、筆者は研究リーダーとしてアンケート調査票の設計に関わった。有効回答数は600であり、「プラットフォーム・ビルダーとしての施策・事業」の問いに対して、「特に実施していない」との回答が9割を超えた。

———— (2021a) 「巨大都市東京の小規模事業者—フリーランスの存立基盤に関する—考察—」 中小企業研究センター『公益社団法人中小企業研究センター年報2020』 pp.17-39。

———— (2021b) 「アントレプレナーシップを促す地域プラットフォーム」 日本政策金融公庫総合研究所『日本政策金融公庫論集』 第53号、pp.21-53。

———— (2022a) 「自治体による創業支援と地域活性化」 後藤・安田記念東京都市研究所『都市問題』 vol.113、pp.63-73。

———— (2022b) 「協同労働と地域プラットフォーム—中小企業研究再考にむけて」 商工総合研究所『商工金融』 第72巻第6号、pp.5-35。

長山宗広編著 (2020) 『先進事例で学ぶ地域経済論×中小企業論』 ミネルヴァ書房。

渡辺幸男・小川正博・黒瀬直宏・向山雅夫 (2013) 『21世紀中小企業論 (第3版)』 有斐閣アルマ。